

# 官報号外

平成二年六月十三日

## ○ 第百十八回 参議院会議録第十四号

平成二年六月十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成二年六月十三日

第一 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 特定通信・放送開発事業実施円滑化法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、元本院副議長森八三君逝去につき哀悼の件  
以下 議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

元本院副議長森八三君は、去る九日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。同君に対しましては、議長は、既に弔詞をささげました。したがつてその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

○議長(土屋義彦君) 日程第一 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(土屋義彦君) 平成二年五月二十五日

参議院はわが国民主政治發展のため力を尽くされときに参議院副議長として憲政の發揚につとめ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられました元議員勲一等森八三君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月二十五日

参議院議長 桜内 義雄

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)  
向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)  
向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)  
向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

前文  
締約国は、  
人類の健康及び福祉に関心を有し、  
ある種の向精神薬の濫用により生ずる公衆の健康上及び社会上の問題について懸念し、  
これらの向精神薬の濫用及びその濫用が引き起こす不正取引を防止し、かつ、これらと戦うことを決意し、  
これらの向精神薬が正当な目的に限り使用されるよう厳しい措置が必要であることを考慮し、  
向精神薬の医療上及び学術上の目的のための使用が不可欠であること並びにこれらの目的のための向精神薬の入手が不適に制限されなければならないことを認め、

ある種の向精神薬の濫用に対する措置が効果的であるためには、協同して、かつ、世界的な規模

ことは、我が国における向精神薬の濫用及び不正取引の防止の一層の強化並びに薬物問題についての国際協力の一層の推進の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用別に費用を要しない。

で行動することが必要であることを信じ、  
向精神薬の統制の分野における国際連合の権限を認め、また、関係国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、  
この目的を達成するために国際条約が必要であることを認めて、別段の明示的な定めがある場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の用語は、それぞれ、次に定める意味を有する。

第一条 用語

(a) 「理事会」とは、国際連合の経済社会理事会をいう。

(b) 「麻薬委員会」とは、理事会の麻薬委員会をいう。

(c) 「統制委員会」とは、千九百六十一年の麻薬に関する單一約条に規定する国際麻薬統制委員会をいう。

(d) 「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。

(e) 「向精神薬」とは、付表Iから付表IVまでに掲げる天然若しくは合成の物質又は自然の産物をいう。

(f) 「製剤」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 一又は二以上の向精神薬を含有するすべての溶液又は混合物(これらの物理的状態のいかんを問わない。)

(ii) 投薬用の剤型にした一又は二以上の向精神薬

(g) 「付表I」、「付表II」、「付表III」及び「付表IV」とは、この条約に附屬する向精神薬の表示でそれぞれ対応する番号を付したもの(次条の規定に従つて修正された場合には、修正後のもの)をいう。

(h) 「輸出」及び「輸入」とは、それぞれの語意において、いすれかの国から他の国へ向精神薬を現実に輸送することをいう。

(i) 「製造」とは、向精神薬が得られるすべての

工程（精製及び向精神薬の他の向精神薬への転換を含む。）をいい、製剤する（業局において处方せんにより製剤する場合を除く。）工程を含む。

(j) 「不正取引」とは、向精神薬の製造又は取引であつてこの条約の規定に違反するものをいふ。

(k) 「地域」とは、国の一一部分であつて、第二十一条の規定に基づきこの条約の適用上個別の単位として取り扱われるものをいう。

(l) 「建物」とは、建物又はその一部（これに附属する土地を含む。）をいう。

## 第二条 物質の統制範囲

1 締約国又は世界保健機関はまだ国際的な統制の下にない物質に關し、自己の有する資料により当該物質をこの条約のいずれかの付表に加えることが必要であると認める場合には、事務

総長に対し、その旨を通告し、かつ、その通告の裏付けとなる資料を提出する。このような手続は、締約国又は世界保健機関が一の物質をいづれかの付表から他の付表に転記し又は付表から削ることを正当とする資料を有する場合についても、適用する。

2 事務総長は、1の通告及び關係があると認められた資料を締約国、麻薬委員会及びその通告が締約国によって行われたときは世界保健機関に送付する。

3 1の通告とともに送付された資料により、国際的な統制の下にない物質を4の規定に従つて付表I又は付表IIに含めることが適当であることが明らかとなつた場合には、締約国は、入手可能なあらゆる資料に照らして、それぞれの場合

合に応じて当該物質について付表I又は付表IIに掲げる物質に適用されるすべての統制措置を暫定的に適用することの可能性を、検討する。

4 世界保健機関は、国際的な統制の下にない物質が次の(a)及び(b)の基準を満たしていると認められる場合には、麻薬委員会に対し、当該物質についての評価（濫用の程度又は可能性、公衆の健康上及び社会上の問題の重大さの程度並びに当該物質の治療上の有用性の程度を含む。）を、その評価に照らして適当と認める統制措置を勧告するときにはその勧告とともに、通知す

(a) 当該物質に次の(i)又は(ii)のいずれかの状態を引き起こす作用があること。

(i) (1) 依存の状態及び(2)幻覚をもたらし又は運動機能、思考、行動、知覚若しくは感情に障害を起こす中枢神経系の興奮又は抑制

(ii) 付表Iから付表IVまでに掲げる物質と同様の濫用及び悪影響

(b) 当該物質がこれを国際的な統制の下に置くことを正当化するような公衆の健康上及び社会上の問題となるほど濫用されており又は濫用されるおそれがあるという十分な証拠があること。

5 麻薬委員会は、世界保健機関の通知を考慮することを正当化するような公衆の健康上及び社会上の問題となるほど濫用されており又は濫用されるおそれがあること。

6 1の通告がいづれかの付表に既に掲げられてある物質に関するものである場合には、世界保健機関は、麻薬委員会に対し、新たに判明した事項、4の規定を準用して行うことのある当該物質についての新たな評価及びその評価に照らして適当と認める統制措置に関する新たな勧告について通知する。麻薬委員会は、5の規定を準用して世界保健機関の通知を考慮するとともに、5に規定する諸要因に留意して、当該物質をいづれかの付表から他の付表に転記し又は付表から削ることを決定することができる。

7 麻薬委員会がこの条の規定に基づいて行ういづれの決定も、事務総長により、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約の締約国、世界保健機関及び統制委員会に通知される。当該決定は、その通知の日の後百八十日を経過した後、各締約国について完全に効力を生ずる。ただし、一の物質をいづれかの付表に加える決定に関し、例外的な事情のため、当該付表の物質について適用されることの条約の規定のすべてを当該一の物質について適用する状況にはない旨の書面による通告をその期間内に事務総長に送付した締約国については、この限りでない。通告には、このような例外的な措置をとった理由を記載する。締約国は、その通告にかかわらず、最小限、次の統制措置を適用する。

(b) 従来統制の下になかった物質で付表IIに加えられたものについて通告を行つた締約国は、当該物質について次のことをを行う。

(i) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。

(ii) 第九条の規定に従い、供給又は調剤については处方せんによることを義務付けること。

8 1の通告とともに送付された資料により、法律的及び行政的要因その他関係があると認められる要因に留意して、国際的な統制の下にない物質を付表Iから付表IVまでに加えることがで

当な情報源に対し、更に他の資料を求めることができる。

6 1の通告がいづれかの付表に既に掲げられてある物質に関するものである場合には、世界保健機関は、麻薬委員会に対し、新たに判明した事項、4の規定を準用して行うことのある当該物質についての新たな評価及びその評価に照らして適当と認める統制措置に関する新たな勧告について通知する。麻薬委員会は、5の規定を準用して世界保健機関の通知を考慮するとともに、5に規定する諸要因に留意して、当該物質をいづれかの付表から他の付表に転記し又は付表から削ることを決定することができる。

(i) その製造、取引及び分配について、付表IIに掲げる物質に関する第八条の規定に従い免許の取得を義務付けること。

(ii) その供給又は調剤については、付表IIに掲げる物質に関する第九条の規定に従い处方せんによることを義務付けること。

(iii) 第十二条に定める輸出及び輸入に關する義務を履行すること。ただし、(iv)の物質について通告を行つた他の締約国を相手とする輸出又は輸入については、この限りでない。

(iv) 第十六条4(a)の規定に従い統制委員会に統計報告を提出すること。

(v) (i)から(vi)までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従つて措置を講ずること。

(v) 第十六条4(a)の規定に従い統制委員会に統計報告を提出すること。

(vi) (i)から(vi)までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従つて措置を講ずること。

(vii) 第九条の規定に従い、供給又は調剤については处方せんによることを義務付けること。

9 1の通告とともに送付された資料により、法律的及び行政的要因その他関係があると認められる要因に留意して、国際的な統制の下にない物質を付表Iから付表IVまでに加えることがで

は、第七条に規定する特別の統制措置をでき

- (v) 第十六条の(a)、(c)及び(d)の規定に従い、統制委員会に統計報告を提出すること。
- (vi) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
- (vii) 第十六条の(a)、(c)及び(d)の規定に従い、統制委員会に統計報告を提出すること。
- (viii) (i)から(v)までに定める義務の履行のため、に定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従って措置を講ずること。
- (ix) 従来統制の下になかった物質で付表IIIに加えられたものについて通告を行った締約国は、当該物質について次のことを行う。
- (x) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (xi) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。

- (d) 従来統制の下になかった物質で付表IVに加えられたものについて通告を行った締約国は、当該物質について次のことを行う。
- (e) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (f) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
- (g) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (h) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (i) 第九条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (j) 第十二条に定める輸出に関する義務を履行すること。ただし、(c)の物質について通告を行った他の締約国を相手とする輸出については、この限りでない。
- (k) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。
- (l) (i)から(iv)までに定める義務の履行のため、に定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従って措置を講ずること。
- (m) 第八条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
- (n) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (o) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (p) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (q) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (r) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (s) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (t) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (u) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (v) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (w) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (x) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (y) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。
- (z) 第八条の規定に従い、供給又は調剤については処方せんによることを義務付けること。

- (a) 第八条(免許)の規定のうち製造に適用されるもの。
- (b) 第十一条(記録)の規定のうち免除される製剤に適用されるもの。
- (c) 第十三条(輸出及び輸入に関する禁止及び制限)。
- (d) 第十五条(監視)の規定のうち製造に適用されるものについて実行可能な監督をするため、最善の努力を払う。
- (e) 第十六条(締約国が提出する報告)の規定のうち免除される製剤に適用されるもの。
- (f) 第二十二条(刑罰規定)の規定のうち(i)から(vi)までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するための範囲内のみ。
- (g) 第三条(製剤の統制に関する特別規定)。
- (h) 締約国は、この条の規定に基づいて行われた麻薬委員会の決定は、いずれかの締約国がその決定の通知を受けた日から百八十日以内に要請する場合には、当該物質につき、最小限、これが掲げられていた付表について適用のあるこの条約のすべての規定を適用する。
- (i) 転記された物質について通告を行った締約国は、第二十二条の規定に従って措置を講ずること。
- (j) 一層厳しい統制及び義務が課される付表に記載された物質について通告を行った締約国は、第二十二条の規定に従って措置を講ずること。
- (k) すべての規定を適用する。
- (l) すべての規定を適用する。
- (m) すべての規定を適用する。
- (n) すべての規定を適用する。
- (o) すべての規定を適用する。
- (p) すべての規定を適用する。
- (q) すべての規定を適用する。
- (r) すべての規定を適用する。
- (s) すべての規定を適用する。
- (t) すべての規定を適用する。
- (u) すべての規定を適用する。
- (v) すべての規定を適用する。
- (w) すべての規定を適用する。
- (x) すべての規定を適用する。
- (y) すべての規定を適用する。
- (z) すべての規定を適用する。

- (a) 第八条(免許)の規定のうち製造に適用されるもの。
- (b) 第十一条(記録)の規定のうち免除される製剤に適用されるもの。
- (c) 第十三条(輸出及び輸入に関する禁止及び制限)。
- (d) 第十五条(監視)の規定のうち製造に適用されるもの。
- (e) 第十六条(締約国が提出する報告)の規定のうち免除される製剤に適用されるもの。
- (f) 第二十二条(刑罰規定)の規定のうち(i)から(vi)までに定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するための範囲内のみ。
- (g) 締約国は、免除の決定、免除される製剤の名称及び組成並びにその製剤について適用が免除される統制措置を事務総長に通告する。事務総長は、その通告を他の締約国、世界保健機関及び統制委員会に送付する。
- (h) 締約国又は世界保健機関は、3の規定に基づいて免除された製剤につき、自らの有する資料により免除の全部又は一部を終止させることができると認める場合には、事務総長に対し、その旨を通告し、かつ、その通告の裏付けとなる資料を提出する。事務総長は、その通告及び関係があると認める資料を締約国、麻薬委員会及びその通告が締約国によって行われたときは世界保健機関に送付する。世界保健機関は、麻薬委員会に対し、2に定める事項との関連における当該製剤についての評価を、免除が終止されべき統制措置を勧告するときにはその勧告とともに、通知する。麻薬委員会は、世

## 号外 報告

界保健機関の通知を考慮する（ただし、医療上及び学術上の事項に関する世界保健機関の評価は、そのまま受け入れなければならない。）とともに、経済的、社会的、法律的及び行政的要因その他関係があると認められる要因に留意して、当該製剤につき統制措置の免除の一部又は全部を終止させる決定を行うことができる。麻薬委員会がこの4の規定に基づいて行ういずれの決定も、事務総長により、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であるこの条約の締約国、世界保健機関及び統制委員会に通知される。すべての締約国は、事務総長の通知の日から百八十日以内に、麻薬委員会がその終止を決定した統制措置の免除を終止するための措置をとる。

## 第四条 統制範囲に関する他の特別規定

締約国は、付表Iに掲げる向精神薬以外の向精神薬について次のことを認めることができる。  
 (a) 一の国から他の国に移動する者が個人的な使用のために少量の製剤を携帯すること。  
 もっとも、締約国は、その製剤が合法的に取得されたものであることを確認することができる。

(b) 産物の製造のために産業上使用すること。ただし、当該向精神薬が実際に濫用されない状態又はこれを回収することができない状態になるまでは、この条約に基づく統制措置を適用することを条件とする。

(c) この条約に基づく統制措置を適用することを条件として、権限のある当局により特に認

められた者が動物捕獲のために当該向精神薬を使用すること。

められた者が動物捕獲のために当該向精神薬を使用すること。

## 第五条 医療上及び学術上の目的への用途制限

1 締約国は、第七条の規定に従い付表Iに掲げる物質の使用を制限する。  
 2 締約国は、前条に規定する場合を除くほか、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の製造、輸出、輸入、分配、貯蔵、取引、使用及び所持を適当と認める措置により医療上及び学術上の目的のみ制限する。

3 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の所持を法律によって認められる場合に限ることが望ましい。

## 第六条 特別の行政機関

この条約の規定を実施するため、各締約国は、

特別の行政機関を設置し、維持することが望ましい。

当該行政機関は、麻薬の統制のための条約に従って設置された特別の行政機関が兼ねるか又はこれと緊密に協力してその業務を行うことが望ましい。

## 第七条 付表Iに掲げる物質に関する特別規定

締約国は、付表Iに掲げる物質について次のことを行う。

(a) 自国の政府が直接に管理し又は特に承認する

医療上又は学術上の施設において、正当に許可された者が学術上及び極めて限られた医療上の目的のために使用する場合を除くほか、すべての使用を禁止すること。

(b) 製造、取引、分配及び所持につき特別の免許又は事前の許可の取得を義務付けること。

(c) (a)及び(b)に規定する活動及び行為を厳しく監督の下に置くこと。

(d) 正当に許可された者に供給される数量をその許可に係る目的に必要な数量に制限すること。

(e) 医療又は学術研究に従事する者が当該物質の取得及び使用の詳細を記録すること並びに記載された最終の使用の日から少なくとも一年間その記録を保存することを義務付けること。

(f) 輸出者が輸出国(又はその地域)の権限のある当局若しくは機関又はその権限のある当局により特に輸出を許可された他人若しくは企業であり、かつ、輸入者が輸入国(又はその地域)の権限のある当局若しくは機関又はその権限のある当局により特に輸入を許可された他人若しくは企業である場合を除くほか、輸出及び輸入を禁止すること。付表IIに掲げる物質の輸出及び輸入の許可書に関する第十二条Iに定める義務は、付表Iに掲げる物質についても適用する。

(g) 免許制度その他のこれに類する統制措置に関する1及び2の規定は、治療又は学術研究に従事している者については、適用することを必要としない。

(h) 締約国は、この条約に従って免許を取得し又は1若しくは前条(f)の規定に従って資格を認められたすべての者について、この条約に従って制定される法令を効果的かつ忠実に実施するための十分な能力を有することを義務付ける。

(i) 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質については処方せんによってのみ個人の使用のために供給され又は調剤されることを義務付ける。ただし、個人が正当に認められて行う治療又は学術研究において当該物質を合法的に取得し、使用し、調剤し又は施用する場合は、この限りでない。

(j) 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質についての処方せんが健全な医療実務に従つて発給されること並びに当該処方せんが公衆の健康及び福祉を保護するための規制、特にその再使用される回数及びその有効期間に関する規制の下に置かることを確保するための措置を講ずる。

(k) 締約国は、1の規定にかかるらず、地域的事情により必要であると認める場合には、条件

の建造物を、免許制度その他これに類する統制措置によって監督すること。

(l) 盗難その他の財物の流用を防止するため、(b)の施設及びその建造物について保安措置を講することを定めること。

(m) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(n) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(o) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(p) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(q) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(r) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(s) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(t) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(u) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(v) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(w) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(x) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(y) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(z) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(aa) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(bb) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(cc) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(dd) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(ee) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(ff) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(gg) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(hh) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(ii) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(jj) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(kk) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

(ll) 潜在的な危険性を有する物質の流通を規制すること。

官 報 (号 外)

(記録保持を含む。) を定めた上で、自國又はその一部分における公衆の健康について責任を有する当局により指定された薬剤師の免許を受けた者又はその他の免許を受けた小売業者が、特別の状況において医療を目的とする個人的使用のため、付表Ⅹ及び付表Ⅺに掲げる物質を少量(その限度は、締約国が定める。) 限り、各自の裁量によりかつ处方せんなしで供給することを認めることができる。

供給者及び受領者について記録することを義務付ける。

3 締約国は、付表IIに掲げる物質に關し、小売業者、医療機関及び學術研究機關が各締約国の定めるところにより取得及び処分ごとの精確な數量、日付、供給者及び受領者について記録することを義務付ける。

機関として各種の多様な団体による本邦に於ける物質の取得及び処分に関する資料を容易に入手することができるようにしておく。

5 締約国は、付表IVに掲げる物質に関し、製造業者、輸出者及び輸入者が各締約国の定めると

3 ころにより製造量、輸出量及び輸入量について  
記録することを義務付ける。

第三条の規定によつて免除せらるる製剤の製造業者が、当該製剤の製造に使用した向精神薬の数量並びに製造した当該製剤の

性質、総量及び最初の処分について記録する」とを義務付ける。

7  
締約国は、この条に規定する記録及び資料のうち、第十六条の規定に基づく報告のために必要なものが少なくとも二年間保存されることを

確保する。

1 (2) 付表一又は付表二に掲げる物質の輸出又は輸入を許可する締約国は、その各輸出又は各

輸入(当該物質が一種類であるか二種類以上であるかを問わない。)について、麻薬委員会の定める様式による輸入又は輸出の個別の許可書の取得を義務付ける。

平成二年六月十三日 参議院会議録第十四号

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件

- (d) 締約国の領域に入り又はその領域を出る送り荷で輸出許可書が添付されていないもの規の輸出として取り扱う。
- (e) 締約国は、自國の領域を通過して他の国へ送られる物質につき、その送り荷についての輸出許可書が当該締約国に権限のある当局に提示されない限り、その送り荷がこれを運搬する輸送手段から取り卸されるか取り扱されないかを問わず、その通過を認めてはならない。
- (f) 物質の送り荷の通過を認める国又は地域の権限のある当局は、その送り荷がこれに添付されている輸出許可書に記載された仕向地と異なる仕向地へ輸送されることを防止するための必要なすべての措置をとる。ただし、送り荷が通過する国又は地域の政府が輸送を許可する場合は、この限りでない。送り荷が通過する国又は地域の政府は、要請された輸送を自己又はその地域から新たな仕向地である国又は地域への輸出として取り扱う。輸送が許可されたときは、1(e)の規定は、送り荷が通過する国又は地域と最初にその送り荷を輸出した国又は地域との間にについても、適用する。

## 外 報 告 号

- (g) 物質の送り荷に対しては、通過中又は保税倉庫に保管中は、当該物質の性質を変化させるいかなる加工も施してはならない。その包装は、権限のある当局の許可なしに変更してはならない。
- (h) 物質が締約国の領域を通過することに関する(e)から(g)までの規定は、通過する国又は地域に着陸しない航空機によって送り荷が輸送される場合については、適用しない。航空機がこれらの国又は地域に着陸する場合には、これらの規定は、必要に応じて適用する。
- (i) この3の規定は、締約国が通過中の物質について実施する統制を制限するいかなる国際協定の規定の適用も妨げるものではない。
- 第十三条 輸出及び輸入に関する禁止及び制限**
- 1 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質のうち自國又はその地域への輸入を禁止する一又は二以上のものを指定して、これを事務総長を通じて他のすべての締約国に通告することができる。その通告には、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の名称を用いる。
- 2 1の規定に基づく禁止について通告を受けた締約国は、その通告において指定された物質がその通告を行った締約国又はその地域へ輸出されないことを確保するための措置を講ずる。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、1の規定に基づく通告を行った締約国は、当該指定された物質又はこれを含有する製剤の特定された数量の輸入を、その都度特別の輸入許可書によって認めることができる。輸入国の輸入許可書の発給当局は、輸出する国又は地域の権限のある当局

- に対し、輸入者及び輸出者の氏名及び住所を明示する特別の輸入許可書(通を送付するもの)とし、その後、当該権限のある当局は、輸出者の輸出を認めることができる。輸出する国又は地域の権限のある当局によって適切に裏書きされた特別の輸入許可書一通は、送り荷に添付する。
- 第十四条 國際交通に従事する船舶、航空機その他公共の輸送手段における救急箱内の向精神薬の運搬に関する特別規定**
- 1 船舶、航空機その他国際列車、国際バスのような国際的な公共の輸送手段が、その航行中又は運行中に救急の目的又は緊急の場合のために必要とされることがある少量の物質は付表IIから付表IVまでに掲げるものを国際間で運搬することは、この条約上の輸出、輸入又は通過として取り扱わない。
- 2 船舶、航空機その他国際的な公共の輸送手段の登録国は、1の物質の適正でない使用又は不正な目的への流用を防止するため、適当な保障措置をとる。麻薬委員会は、適当な国際機関と協議して、その保障措置を勧告する。
- 3 締約国は、次の観点から重要と認める向精神薬の不正取引又はその不正取引に係る押収につき、できる限り速やかに事務総長に対し報告を提出する。

- (a) 向精神薬に関する法令の重要な変更  
(b) 自國の領域における向精神薬の濫用及び不正取引についての特記すべき動向  
(c) 第十二条及び第十三条の当局の名称及び所在地を通知する。これらに関する資料は、事務総長がすべての締約国の利用に供する。
- 第十五条 監視**
- 締約国は、向精神薬の製造業者、輸出者、輸入者、卸売業者及び小売業者並びに向精神薬を使用する医療機関及び学術研究機関に対する監視の制度を維持するものとし、また、必要と認める頻度でこれらの者及び機関の建造物、貯蔵物及び記録を検査する。
- 第十六条 締約国が提出する報告**
- 1 締約国は、麻薬委員会がその任務の遂行上必要なものとして要請する資料、特に自國の領域におけるこの条約の運用に関する年次報告(次の事項に関する資料を含む。)を、事務総長に提出する。
- (a) 向精神薬に関する法令の重要な変更  
(b) 自國の領域における向精神薬の濫用及び不正取引についての特記すべき動向  
(c) 第十二条及び第十三条の当局の名称及び所在地を通知する。これらに関する資料は、事務総長がすべての締約国の利用に供する。
- 2 締約国は、また、事務総長に対し、第七条(b)、第十二条及び第十三条の当局の名称及び所在地を通知する。これらに関する資料は、事務総長がすべての締約国の利用に供する。
- 3 締約国は、次の観点から重要と認める向精神薬の不正取引又はその不正取引に係る押収につき、できる限り速やかに事務総長に対し報告を提出する。
- (a) 不正取引に係る数量  
(b) 不正取引に係る数量  
(c) 向精神薬の入手源の解明に役立つ事實  
(d) 不正取引を行った者が用いた方法  
締約国は、その報告の写しを第二十一条(b)の規

|   |
|---|
| 定に従つて送付する。  |
| 4 締約国は、次の事項に関する年次統計報告を、統制委員会に対しその作成した用紙を用いて提出する。            |
| (a) 付表I及び付表IIに掲げる物質との製造量、各国又は各地域との間の輸出量及び輸入量並びに製造業者が保有する在庫量 |
| (b) 付表III及び付表IVに掲げる物質との製造量並びに輸出及び輸入の総量                      |
| (c) 付表II及び付表IIIに掲げる物質との免除される製剤の製造に使用された数量                   |
| (d) 付表Iに掲げる物質以外の向精神薬との第四条(b)の規定に基づいて産業上の目的のために使用された数量       |

|  |
|--|
| 1 締約国は、その業務に関する年次報告を作成する。年次報告には、同委員会が利用することのできる統計資料の分析並びに、適当な場合には、締約国政府が行い又は要請されて行つた説明の記述並びに同委員会が付することを希望する意見及び勧告を含む。統制委員会は、必要な追加の報告を作成することができる。       |
| 2 第二条及び第三条に規定する麻薬委員会の決議で行う。  |
| 第十八条 統制委員会の報告  |
| 1 統制委員会は、その業務に関する年次報告を作成する。年次報告には、同委員会が利用することのできる統計資料の分析並びに、適当な場合には、締約国政府が行い又は要請されて行つた説明の記述並びに同委員会が付することを希望する意見及び勧告を含む。統制委員会は、必要な追加の報告を作成することができる。     |
| 2 統制委員会は、当該いすれかの国又は地域の政府が(b)の規定に基づいて求められた説明を十分に行わざ又は(b)の規定に基づいて求められた是正措置をとらなかつたと認める場合は、このようないくつかの問題について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起することができると認められる意見を付することができる。 |
| 3 統制委員会の報告は、事務総長が締約国に通知し、その後公表する。締約国は、その無制限の配布を認める。  |
| 4 この条の規定に基づいて公表される統制委員会の決定が全会一致によるものでない場合には、少數意見も公表する。   |
| 5 いすれの国も、自國に直接関係のある問題がこの条の規定に基づいて審議される統制委員会の会合に代表者を出席させるよう招請される。   |
| 6 この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全員の三分の一以上の多数による議決で行う。   |
| 7 1から6までの規定は、統制委員会が第二条の規定に基づく締約国の決定の結果この条約の目的が著しく損なわれていると信するに足りる理由を有する場合においても、適用する。  |
| 第二十条 向精神薬の濫用に対する措置   |
| 1 (a) 締約国は、向精神薬の濫用の防止並びに濫用に陥った者の早期発見、治療、教育、後保護、更生及び社会復帰のため、あらゆる可能な措置をとり、また、相互に協力する。  |
| 2 締約国は、向精神薬の濫用者への治療、後保護、更生及び社会復帰に従事する職員の養成ができる限り促進する。  |
| 3 締約国は、向精神薬の濫用及びその防止に係る問題に対する理解を職業上必要とする者がこれらに問題に対する理解を深めることを援助するものとし、また、向精神薬の濫用がまん延するおそれがある場合には、これらの問題に対する一般大衆の理解を増進する。                               |
| 第二十一条 不正取引に対する措置   |
| 1 麻薬委員会は、この条約の目的及び実施に関するすべての事項を審議し並びにこれらに関する勧告を行うことができる。   |
| 2 締約国は、自國の憲法上、法律上及び行政上の制度に妥当な考慮を払いつつ、次のことを行う。  |
| (a) 不正取引に対する防止及び抑止の措置につ  |

いて全国的な規模の調整を行うこと。このため、締約国がその調整について責任を有する。

適当な機関を指定することは、有益である。

(b) 向精神薬の不正取引を無くすための活動に

おいて相互に援助すること、特に、発覚した不正取引事件又は押収につき第十六条の規定に従って事務総長にあてた報告の写しを、外交上の経路により又は締約国がそのために指定した権限のある当局を通じて、直接に關係を有する他の締約国にあてて直ちに送付すること。

(c) 不正取引を無くすための協同活動を維持するため、相互に及び自國が構成国となつている関係国際機関と密接に協力すること。

(d) 適当な機関の間における国際協力が迅速に行われるようにしてること。

(e) 司法書類が司法手続のために国際間で送付される場合には、その送付が締約国の指定する機関に対して迅速に行われるようにしてること。

と。この(e)の規定は、司法書類が外交上の経路により自國に送付されることを要求する締約国の権利を害するものではない。

## 第二十二条 刑罰規定

1 (a) 締約国は、自國の憲法上の制限に従うことの条件として、この条約に定める義務の履行のために定められた法令に違反するいかなる行為も、これが故意に行われた場合には、处罚すべき犯罪として取り扱うものとし、また、重大な犯罪に対しても相当な処罰を、特に拘禁刑その他の自由を剥奪する刑を科することを確保する。

(b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、向精神薬の濫用者が(a)の犯罪を犯した場合には、有罪判決若しくは処罰に代わるものとして又は処罰のほかに、第二十条の規定に従いそのような濫用者が治療、教育、後保護、更正及び社会復帰の措置を受けることとすることができる。

2 締約国の憲法上の制限、法制及び国内法に従うことを条件として、

(a) (i) 1に規定する犯罪を構成する一連の関連する行為が二以上の国にわたって行われた場合には、国ごとに別個の犯罪とみなす。

(ii) 1に規定する犯罪への故意による参加、その犯罪の共謀及び未遂並びにこの条に規定する犯罪に関連する予備行為及び資金の操作は、1に規定する处罚すべき犯罪とする。

3 1に規定する犯罪に対する外国の有罪判決は、累犯の認定のために考慮される。

4 この条の規定は、裁判管轄権の問題に関するものではない。

5 この条のいかなる規定も、この条に規定する犯罪を締約国の国内法に従って定義し、訴追し及び处罚するという原則に影響を及ぼすものではない。

## 第二十三条 この条約が要求する措置

よりも厳しい統制措置の適用の重大な犯罪は、その犯罪が行われた領域の属する締約国によって、又は犯罪者が発見された領域の属する締約国によって(犯罪人引渡しがその請求を受けた締約国の法律上認められず、かつ、その犯罪者がまだ訴追及び判決を受けていない場合に限る。)

## 第二十四条 国際機関がこの条約を実施するに必要な措置

1 1及び2(a)に規定する犯罪は、締約国間で締結されており又は将来締結されることある犯罪人引渡し条約においても、また、条約の存在又は相互主義を犯罪人引渡しの条件

としない締約国間の関係においても、犯罪人引渡しの対象となる犯罪とすることが望ましい。ただし、犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の法律に従って行わなければならぬものとし、その締約国は、権限のある当局がその犯罪を重大でないものと認めたときは、逮捕をし又は犯罪人引渡しをすることを拒絶する権利を有する。

1 国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であつて国際連合の専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国であるもの及び理事会が招請するその他の国は、次のいづれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

2 この条約は、一千九百七十二年一月一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておくれ。

3 批准書又は加入書は、事務総長に寄託する。

4 この条約は、前条1に規定する国の中四十の国が批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後九十日日の日に効力を生ずる。

5 この条約は、加入することと同一の効力がある。

6 この条約は、加入することと同一の効力がある。

7 この条約は、加入することと同一の効力がある。

8 この条約は、加入することと同一の効力がある。

9 この条約は、加入することと同一の効力がある。

10 この条約は、加入することと同一の効力がある。

11 この条約は、加入することと同一の効力がある。

12 この条約は、加入することと同一の効力がある。

13 この条約は、加入することと同一の効力がある。

14 この条約は、加入することと同一の効力がある。

15 この条約は、加入することと同一の効力がある。

16 この条約は、加入することと同一の効力がある。

17 この条約は、加入することと同一の効力がある。

18 この条約は、加入することと同一の効力がある。

19 この条約は、加入することと同一の効力がある。

20 この条約は、加入することと同一の効力がある。

め、かつ、当該締約国の政府と協議して隨時決定する額をこれらの経費に充てるため分担する。

第二十五条 参加、署名、批准及び加入の手続

1 国際連合加盟国、国際連合の非加盟国であつて国際連合の専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国であるもの及び理事会が招請するその他の国は、次のいづれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

2 この条約は、一千九百七十二年一月一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておくれ。

3 批准書又は加入書は、事務総長に寄託する。

4 この条約は、加入することと同一の効力がある。

5 この条約は、加入することと同一の効力がある。

6 この条約は、加入することと同一の効力がある。

7 この条約は、加入することと同一の効力がある。

8 この条約は、加入することと同一の効力がある。

9 この条約は、加入することと同一の効力がある。

10 この条約は、加入することと同一の効力がある。

11 この条約は、加入することと同一の効力がある。

12 この条約は、加入することと同一の効力がある。

13 この条約は、加入することと同一の効力がある。

14 この条約は、加入することと同一の効力がある。

15 この条約は、加入することと同一の効力がある。

16 この条約は、加入することと同一の効力がある。

17 この条約は、加入することと同一の効力がある。

18 この条約は、加入することと同一の効力がある。

19 この条約は、加入することと同一の効力がある。

20 この条約は、加入することと同一の効力がある。

21 第二十七条 適用領域

この条約は、いづれかの締約国が国際関係について責任を有するすべての非本土領域について適

## 官報号外

用する。ただし、当該領域の事前の同意が当該締約国若しくは領域の憲法により又は慣習上必要とされる場合は、この限りでない。そのような場合には、当該締約国は、できる限り短い期間内に当該領域の必要な同意を得るよう努力するものとし、その同意を得たときは、その旨を事務総長に通告する。この条約は、事務総長がその通告を受領した日からその通告に掲げる領域について適用する。非本土領域の事前の同意が必要とされない場合には、当該締約国は、署名、批准又は加入の際にこの条約を適用する非本土領域を宣言する。

### 第二十八条 この条約の適用上の地域

1 この条約の適用上、締約国は、その領域を二以上に分割し又は二以上の地域を单一の地域に統合することを、事務総長に通告することができる。

2 二以上の締約国は、相互の間に関税同盟を設立したことによりこれら締約国がこの条約の適用上单一の地域を形成することとなることを、事務総長に通告することができる。

3 1又は2の規定に基づく通告は、その通告が行われた年の翌年の一月一日に効力を生ずる。

### 第二十九条 廃棄

1 締約国は、この条約の効力発生の日から一年を経過した後は、自國のために又は自國が国際関係について責任を有する領域であって第二十七条の規定に従つて与えた同意を撤回したものために、事務総長に文書を寄託することによってこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務総長がいずれの年においても七

月一日以前にその文書を受領した場合には翌年の一月一日に効力を生じ、七月一日後にその文書を受領した場合には翌年の七月一日以前に受領したものとして同様に効力を生ずる。

### 第三十条 改正

1 いづれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案及びその理由は、事務総長に通告するものとし、事務総長は、これを締約国及び理事会に通知する。理事会は、次いづれかのことを決定することができる。

(a) 改正案を審議するため、国際連合憲章第六十二条の規定に従つて会議を招集すること。

(b) 第十九条の1及び2  
(c) 第二十七条  
(d) 第二十九条の規定に基づく  
前条  
3 締約国となることを希望する国であつて2及び4の規定に基づいて行う留保以外の留保が認められることを希望するものは、その意向を事務総長に通告することができる。当該留保について事務総長が通知した日の後十二箇月の期間満了までに、当該期間の末日以前に批准を条件とすることなくこの条約に署名し、これを批准し又はこれに加入した国が三分の一が異議を申し立てないときは、当該留保は、認められたものとする。ただし、留保に対する異議を申し立てた国は、当該留保を行った国に対しこの条約に基づく法的義務で当該留保によって影響を受けるものを負うことを必要としないものと了解される。

4 付表Iの向精神薬を含有する植物が自国の領域に自生しており、これが少数の明確に限定された集団により伝統的に幻術的又は宗教的儀式において使用されている国は、署名、批准又は加入の際に第七条の規定（国際取引についての規定を除く。）につきその植物に関する留保を行ふことにより、いつでも、その留保の全部又は一部を撤回することができる。

### 第三十二条 留保

1 留保は、2から4までの規定に基づいて行われるものと除くほか、認められない。

2 いづれの国も、署名、批准又は加入の際に、この条約の次の規定について留保を付することができる。

3 調査、仲介、調停、仲裁、地域的機関への依頼、司法上の手続その他の当該締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するため、協議する。

4 留保を行つた国は、書面で事務総長に通告することにより、いつでも、その留保の全部又は一部を撤回することができる。

### 第三十三条 通報

1 事務総長は、第二十五条の規定による署名、批准及び加入に對し、次の事項を通報する。

(a) 第二十五条の規定による署名、批准及び加入  
(b) 第二十六条の規定によりこの条約が効力を生ずる日  
(c) 第二十九条の規定による廃棄  
(d) 第二十七条、第二十八条、第三十条及び前条の規定による宣言及び通告

5 留保を行つた国は、書面で事務総長に通告することにより、いつでも、その留保の全部又は一部を撤回することができる。

### 第三十四条 附則

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉、

2 千九百七十一年二月二十一日にウイーンで、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この条約は、事務総長に寄託するものとし、事務総長は、その認証原本をすべての国際連合加盟国及び第二十五条の規定するその他の国に送付する。

平成二年六月十三日 参議院会議録第十四号 向精神薬に関する条約の締結について承認を求める件

付表に掲げる物質の表

| 国際一般名称                           | 又は慣用名         | 化  | 学  | 名  |
|----------------------------------|---------------|--|--|--|
| ンブロランフニタミ<br>カチノン                | D O B         | 由<br>ルフェネチルアミン                                   | 四<br>一(四-プロモ-二-五-ジメトキシ- $\alpha$ -メチ             | ルフェネチルアミン  |
| エチシクリジン<br>エチゼルギド                | D E T         | 一(一-(S)-二-アミノブロビオフェノン                            | 一(一-(S)-二-ジメチルアミノ)エチル                            | 一(一-(S)-二-ジメチルアミノ)エチル                            |
| テナソフニタミン                         | D M H P       | 三-二-一(ジエチルアミノ)エチル                                | 三-二-一(ジエチルアミノ)エチル                                | 三-二-一(ジエチルアミノ)エチル                                |
| (+)-リゼルギド                        | D M A         | イントキシ- $\alpha$ -メチルフェネチル<br>アミン                 | イントキシ- $\alpha$ -メチルフェネチル<br>アミン                 | イントキシ- $\alpha$ -メチルフェネチル<br>アミン                 |
| メスカラリン<br>メスカラミン                 | D L S D , L S | 三-二-(ジメチルアミノ)エチル                                 | 三-二-(ジメチルアミノ)エチル                                 | 三-二-(ジメチルアミノ)エチル                                 |
| パラヘキシル<br>パラヘキシル                 | P C E         | インドール  | 一(一-(ジメチルアミノ)エチル)-二-五-ジメトキシ- $\alpha$ -メチ        | インドール  |
| パラヘキシル<br>パラヘキシル                 | D O E T       | 六H-ジベンゾ[b+d]ピラン                                  | 六H-ジベンゾ[b+d]ピラン                                  | 六H-ジベンゾ[b+d]ピラン                                  |
| サイロシン<br>サイロシン                   | M D A         | 一(一-(ジメチルアミノ)エチル)-二-五-ジメトキシ- $\alpha$ -メチルエチルアミン | 一(一-(ジメチルアミノ)エチル)-二-五-ジメトキシ- $\alpha$ -メチルエチルアミン | 一(一-(ジメチルアミノ)エチル)-二-五-ジメトキシ- $\alpha$ -メチルエチルアミン |
| ロリシクリジン<br>ロリシクリジン               | M S T P , D O | N-エチル-二-フニルシクロヘキシルアミン                            | N-エチル-二-フニルシクロヘキシルアミン                            | N-エチル-二-フニルシクロヘキシルアミン                            |
| テノシクリジン                          | P H P , P C   | 九.一〇-ジデヒドロ-N-N-ジエチル-六-メチルエルゴリジン-八β-カルボキサミド       | 九.一〇-ジデヒドロ-N-N-ジエチル-六-メチルエルゴリジン-八β-カルボキサミド       | 九.一〇-ジデヒドロ-N-N-ジエチル-六-メチルエルゴリジン-八β-カルボキサミド       |
| テトラヒドロカンナビノールの次の異性体及びその立体異性体     | P M A         | $\alpha$ -メチル-二-三-四-(メチレンジオキシ)フェニルアミン            | $\alpha$ -メチル-二-三-四-(メチレンジオキシ)フェニルアミン            | $\alpha$ -メチル-二-三-四-(メチレンジオキシ)フェニルアミン            |
| ジオキシフェネチルアミン                     | M D M A       | チルアミン  | チルアミン  | チルアミン  |
| 二・五-ジメトキシ- $\alpha$ -メチルフェネチルアミン | T C P         | 三-四-五-トリメトキシフェネチルアミン                             | 三-四-五-トリメトキシフェネチルアミン                             | 三-四-五-トリメトキシフェネチルアミン                             |
| 四-イルリン酸エステル                      |               | 三-メトキシ- $\alpha$ -メチル-四-五-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン     | 三-メトキシ- $\alpha$ -メチル-四-五-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン     | 三-メトキシ- $\alpha$ -メチル-四-五-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン     |
| キシフェネチルアミン                       |               | 二・六・九-トリメチル-六H-ジベンゾ[b+d]ピラン-一-オール                | 二・六・九-トリメチル-六H-ジベンゾ[b+d]ピラン-一-オール                | 二・六・九-トリメチル-六H-ジベンゾ[b+d]ピラン-一-オール                |
| 二・五-ジメトキシ- $\alpha$ -メチルフェネチルアミン |               | 三-二-一(ジメチルアミノ)エチル                                | 三-二-一(ジメチルアミノ)エチル                                | 三-二-一(ジメチルアミノ)エチル                                |
| 一(一-フニルシクロヘキシル)ピロリジン             |               | インドール  | インドール  | インドール  |

付表II

この付表一に掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

| 付表Ⅱ |           | 国際一般名称    | 他の一般名<br>又は慣用名               | 化 学 名                        |
|-----|-----------|-----------|------------------------------|------------------------------|
| 番号  | 物質名       |           |                              |                              |
| 一   | アンフェタミン   | アンフェタミン   | (+)-α-メチルフェネチルアミン            | (+)-α-メチルフェネチルアミン            |
| 二   | デキサンフェタミン | デキサンフェタミン | (+)-α-メチルフェニル(α-メチルフェネチル)アミン | (+)-α-メチルフェニル(α-メチルフェネチル)アミン |
| 三   | フェネチリン    | フェネチリン    | (+)-(R)-α-メチルフェネチルアミン        | (+)-(R)-α-メチルフェネチルアミン        |
| 四   | レバントフェタミン | レバントフェタミン | (+)-N-α-ジメチルフェネチルアミン         | (+)-N-α-ジメチルフェネチルアミン         |
| 五   | メクロカロン    | メクロカロン    | (+)-(S)-N-α-ジメチルフェネチルアミン     | (+)-(S)-N-α-ジメチルフェネチルアミン     |
| 六   | メタソフェタミン  | メタソフェタミン  | (+)-(S)-N-α-ジメチルフェニルアミン      | (+)-(S)-N-α-ジメチルフェニルアミン      |
| 七   | メタソフェタミン  | メタソフェタミン  | (+)-(S)-N-α-ジメチルフェニルアミン      | (+)-(S)-N-α-ジメチルフェニルアミン      |

官 報 (号外)

|                                   |                             |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 八<br>メタノフエタミン<br>ラセマート            | メタノフエタミン<br>トミンラセマト         |
| 九<br>メタカラロン                       | メタカラロン                      |
| 一〇<br>メチルフェニドー<br>フェンシクリジン<br>PCP | メチルフェニドー<br>フェンシクリジン<br>PCP |
| 一一<br>フェンメトラジン                    | フェンメトラジン                    |
| 一二<br>セコバルビタール                    | セコバルビタール                    |
| 一三<br>この付表に掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類   | この付表に掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類   |

付表I

| 国際一般名称           | 他の一般名<br>又は慣用名          | 化 学 名                   |
|------------------|-------------------------|-------------------------|
| 一一<br>アモバルビタール   | アモバルビタール                | アモバルビタール                |
| 一二<br>ブブレノルフィン   | ブブレノルフィン                | ブブレノルフィン                |
| 二一<br>ブタルビタール    | ブタルビタール                 | ブタルビタール                 |
| 二二<br>カチン        | カチン                     | カチン                     |
| 二三<br>シクロバルビターリン | シクロバルビターリン<br>(+)ノルブロード | シクロバルビターリン<br>(+)ノルブロード |
| 四五<br>グルテチミド     | グルテチミド                  | グルテチミド                  |
| 五七<br>ペントタゾシン    | ペントタゾシン                 | ペントタゾシン                 |
| 八一<br>ペントバルビタール  | ペントバルビタール               | ペントバルビタール               |

この付表に掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

付表II

|               |           |          |
|---------------|-----------|----------|
| 一〇<br>アルコール   | クロロジアゼボキ  | アンフェプラモン |
| 一九<br>エチナメート  | クロバザム     | バルビタール   |
| 二一<br>アルプラゾラム | クロナゼパム    | ベンツフェタミン |
| 二二<br>アリルエチル  | クロラゼプ酸    | プロマゼパム   |
| 二三<br>アリルエチル  | クロチアゼパム   | ブトバルビタール |
| 二四<br>アリルエチル  | クロキサゾラム   | カマゼパム    |
| 二五<br>アリルエチル  | デロラゼパム    | ブトバルビタール |
| 二六<br>アリルエチル  | ジアゼパム     | カマゼパム    |
| 二七<br>アリルエチル  | エスタゾラム    | プロマゼパム   |
| 二八<br>アリルエチル  | エスクロルビノール | ブトバルビタール |
| 二九<br>アリルエチル  | ジアゼパム     | カマゼパム    |
| 二一〇<br>アリルエチル | ジアゼパム     | ブトバルビタール |

この付表に掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

|                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 一<br>アロバルビタール                     | ジエチルアミノプロピオフェノン |
| 二<br>アルプラゾラム                      | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 三<br>ゼビン                          | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 四<br>トリシアゾロ「四・三-a」                | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 五<br>エチルジアゼビン                     | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 六<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」  | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 七<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」  | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 八<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」  | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 九<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」  | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一〇<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一一<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一二<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一三<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一四<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一五<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一六<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一七<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一八<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 一九<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |
| 二〇<br>ヘキサヒドロ「六・一・二・三・四・五・六・七・八・九」 | ジエチルアルバロヒドロフェニル |

## 官 報 (号外)

|    |           |                          |
|----|-----------|--------------------------|
| 二二 | エチランフェタミン | N-エチルアセチルアミン             |
| 二三 | フェンカソファミン | N-エチル-3-フェニルバルビツ         |
| 二四 | フェンプロボレク  | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】プロピ   |
| 二五 | フルジアゼパム   | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】フルジアゼ |
| 二六 | フルニトラゼパム  | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】フルニ   |
| 二七 | ハラゼパム     | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】ハラゼ   |
| 二八 | ハロキサゾラム   | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】ハロキサ  |
| 二九 | ケタゾラム     | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】ケタゾ   |
| 三〇 | レフエタミン    | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】レフエ   |
| 三一 | ロブラゾラム    | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】ロブラ   |
| 三二 | ロラゼパム     | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】ロラゼ   |
| 三三 | ロルメタゼパム   | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】ロルメタ  |
| 三四 | マジンドール    | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】マジンド  |
| 三五 | メダゼパム     | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】メダゼ   |
| 五六 | メフェノレクス   | ン-3-(α-メチルフェニル)アミノ】メフェノ  |

## S P A

|    |                         |                         |
|----|-------------------------|-------------------------|
| 二一 | N-エチル-3-メチルフェニルアミン      | N-エチル-3-メチルアミン          |
| 二二 | ベンゾジアゼピン-1-オノン          | ベンゾジアゼピン-1-オノン          |
| 二三 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 二四 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 二五 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 二六 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 二七 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 二八 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 二九 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 三〇 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 三一 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 三二 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 三三 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 三四 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 三五 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |
| 三六 | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ | フルオロフェニル-3-ジヒドロ-1H-4-オニ |

|    |            |                               |
|----|------------|-------------------------------|
| 三七 | メプロバメート    | 二-メチルジカルバミン酸                  |
| 三八 | メチルフェノバルビツ | 五-エチル-3-メチル-5-フェニルバルビツ        |
| 三九 | メチブリロン     | ン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリジ       |
| 四〇 | ニメタゼパム     | ン-3-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 四一 | ニトラゼパム     | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四二 | ノルダゼパム     | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四三 | オキサゼパム     | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四四 | オキサゾラム     | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四五 | ペモリン       | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四五 | オキサゾラム     | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四六 | フェンジストラジ   | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四七 | フェノバルビタ    | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四八 | フェンテルミン    | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 四九 | ピナゼパム      | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 五一 | ピラゼパム      | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 五〇 | ビプロドロール    | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 五二 | プロビルヘキセド   | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 五三 | リン         | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 五四 | ピロバレロン     | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 五五 | セクブタバルビ    | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |
| 五六 | テトラゼパム     | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ  |

|     |                           |                              |
|-----|---------------------------|------------------------------|
| 一   | オーリジカルバミン酸                | 二-メチル-3-メチル-5-フェニルバルビツ       |
| 二   | エチル-1-メチル-5-フェニルバルビツ      | 五-エチル-3-メチル-5-フェニルバルビツ       |
| 三   | ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリジ       | ン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ       |
| 四   | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 五   | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 六   | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 七   | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 八   | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 九   | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十   | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十一  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十二  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十三  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十四  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十五  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十六  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十七  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十八  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 十九  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十一 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十二 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十三 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十四 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十五 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十六 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十七 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十八 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 二十九 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 三十  | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 三十一 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 三十二 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 三十三 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 三十四 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 三十五 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |
| 三十六 | ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ | ジン-ジオノン-3-ジエチル-5-メチル-1-四-ビペリ |

五七 トリアゾラム

五八 ピニルビタール

この付表Ⅳに掲げる物質の塩類が存在するときはその塩類

ル)一一・三一ジヒドロ一一メチル一一H一一。

四一ベンゾジアゼピン一一オニル一一。

八一クロロ一六一(オルト-クロロフュニル)一

一一メチル一四H一トリアゾロ「四・三一a」

五一(一メチルブチル)一五一-ビニルバルビツル

酸

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 二、費用

本法施行に要する経費として、平成二年一度一般会計予算に約二十七億八千万円が計上されてゐる。

## 三、附帯決議

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

## 四、帰国孤児の定着先における自立促進を図ること

に推進すること。

## 五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うことともにその改善を努めること。

努力をすること。また、中国及びサハリンの残留邦人の帰国援護については、今後とも積極的に推進すること。

四、帰国孤児の定着先における自立促進を図ること。

め、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的な実施に遺憾なきを期すること。

五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うことともにその改善を努めること。

## 右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

三、中国残留日本人孤児に関する情報収集について、引き続き中国政府の積極的な協力を得られるよう配慮するとともに、慰靈巡撫等についてはさらに積極的に推進すること。

二、海外旧戦域における遺骨収集については、相手国の協力を得て早期収集に一層の努力を払うことともに、慰靈巡撫等についてはさらに積極的に行われるよう努めること。

一、戦没者遺族等の高齢化の現状等にかんがみ、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

三、中国残留日本人孤児に関する情報収集について、引き続き中国政府の積極的な協力を得られるよう配慮するとともに、訪日調査により肉親が判明しなかつた孤児に関する調査に最大限の

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま

す。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

平成二年六月十二日

社会労働委員長 浜本 万三

参議院議長 土屋 義彦殿

第八条第一項の表を次のように改める。

| 障害の程度 | 年                            | 金          | 額 |
|-------|------------------------------|------------|---|
| 特別項症  | 第一項症の年金額に三、三九〇、八〇〇円以内の額を加えた額 |            |   |
| 第一項症  |                              | 四、八四四、〇〇〇円 |   |

官 報 (号外)

|      |  |            |
|------|--|------------|
| 第二項症 |  | 四、〇三六、〇〇〇円 |
| 第三項症 |  | 三、三三五、〇〇〇円 |
| 第四項症 |  | 一、六三〇、〇〇〇円 |
| 第五項症 |  | 一、一一九、〇〇〇円 |
| 第六項症 |  | 一、七二〇、〇〇〇円 |
| 第一款症 |  | 一、五六九、〇〇〇円 |
| 第二款症 |  | 一、四二六、〇〇〇円 |
| 第三款症 |  | 一、一四四、〇〇〇円 |
| 第四款症 |  | 九二一、〇〇〇円   |
| 第五款症 |  | 八一五、〇〇〇円   |

第八条第七項の表を次のように改める。

|       |            |   |
|-------|------------|---|
| 障害の程度 | 金          | 額 |
| 第一款症  | 五、一五三、〇〇〇円 |   |
| 第二款症  | 四、二七五、〇〇〇円 |   |
| 第三款症  | 三、六六八、〇〇〇円 |   |
| 第四款症  | 三、〇一三、〇〇〇円 |   |
| 第五款症  | 一、四一六、〇〇〇円 |   |

第八条の二第一項の表を次のように改める。

|       |            |   |
|-------|------------|---|
| 障害の程度 | 金          | 額 |
| 第一款症  | 三、九二八、一〇〇円 |   |
| 第二款症  | 三、二五九、三〇〇円 |   |
| 第三款症  | 二、七九五、二〇〇円 |   |
| 第四款症  | 二、二九六、六〇〇円 |   |
| 第五款症  | 一、八四一、七〇〇円 |   |

第八条の二第三項の表を次のように改める。

|       |            |   |
|-------|------------|---|
| 障害の程度 | 金          | 額 |
| 第一款症  | 三、九二八、一〇〇円 |   |
| 第二款症  | 三、二五九、三〇〇円 |   |
| 第三款症  | 二、七九五、二〇〇円 |   |
| 第四款症  | 二、二九六、六〇〇円 |   |
| 第五款症  | 一、八四一、七〇〇円 |   |

第二十六条第一項中「百五十九万六千三百円」を

「百六十四万五千四百円」に改める。

第二十七条第一項中「百五十九万六千三百円」を

「百六十四万五千四百円」に、「百二十六万四千三

百円」を「百三十万四千四百円」に改め、同条第三

項の表中「三八三、九〇〇円」を「三九七、九〇〇

円」に、「三〇一、九〇〇円」を「三一四、五〇〇

円」に、「一〇五、七〇〇円」を「一一四、四〇〇

円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日平成二年四月一日から施行する。

法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定は、平成二年四月一日から適用する。

審査報告書

本法律案は、我が国における向精神薬の濫用の防止を図り、及び向精神薬に関する条約の批准に備えるため、向精神薬に係る輸出入、製造、譲渡し等の取締りに関する措置を定めるものであり、妥当な措置と認める。

平成二年六月十二日

社会労働委員長 浜本 万三  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における向精神薬の濫用の防止を図り、及び向精神薬に関する条約の批准に備えるため、向精神薬に係る輸出入、製造、譲渡し等の取締りに関する措置を定めるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

### 一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、麻薬等の乱用防止には、これらの乱用を許さない社会環境を確立することが重要であること

にかんがみ、乱用による危害を広く国民に周知徹底するための施策の充実を図ること。特に、青少年に対する薬物乱用防止のための啓発を十分に行うこと。

二、麻薬等の犯罪の重大性にかんがみ、取締り体制の充実強化を図り、関係各機関の連携のもとに、諸外国とも情報交換を密にし、総合的、かつ、強力な取締りを推進すること。

右決議する。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二年六月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 土屋 義彦殿

麻薬取締法等の一部を改正する法律案  
(麻薬取締法の一部改正)  
第一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

| 題名を次のように改める。                           |  |
|--|--|
| 麻薬及び向精神薬取締法                            |  |
| 目次を次のように改める。                           |  |
| 目次                                     |  |
| 第一章 総則(第一条・第二条)                        |  |
| 第二章 麻薬に関する取締り                          |  |
| 第一節 免許(第三条・第十一条)                       |  |
| 第二節 禁止及び制限(第十二条・第二十<br>九条の二)           |  |
| 第三節 取扱い(第三十条・第三十六条)                    |  |
| 第四節 業務に関する記録及び届出(第三<br>十七条・第四十九条)      |  |
| 第五節 禁止及び制限(第五十条の八・第<br>五十四条の七)         |  |
| 第六章 監督(第五十条の二十七・第五十八<br>条の二十六)         |  |
| 第七章 罰則(第六十四条・第七十六条)                    |  |
| 第五章 麻薬中毒者に対する措置等(第五十<br>八条の二・第五十八条の十八) |  |
| 第六章 雜則(第五十九条・第六十三条)                    |  |
| 附則                                     |  |

なう」を「行う」に改める。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二号を削り、同条第二号中「あへん法」の下に「昭和二十  
九年法律第七十一号」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 六 向精神薬 別表第三に掲げる物をいう。  
第二条に次の十号を加える。
- 二十五 向精神薬取扱者 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者をいう。

第二条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十  
二号とし、同条第二十号中「病院、診療所及び家畜診療施設」を「病院等」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号中「業務所」を「麻  
薬業務所」に、「但し」を「ただし」と改め、「二以上上の病院、診療所若しくは家畜診療施設」の下  
に「(以下「病院等」という。)」を加え、「従事する  
病院、診療所若しくは家畜診療施設」を「従事す  
る病院等」に改め、同号を同条第二十号とし、

同条第十八号中「(けしを除く。以下同じ。)」を  
削り、同号を同条第十九号とし、同条第十七号  
を同条第十八号とし、同条第十六号中「処方せ  
ん」を「処方せん」に改め、同号を同条第十七号  
とし、同条第十五号中「処方せん」を「処方せん」  
に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十  
四号を第十五号とし、第十三号を第十四号と  
し、第十二号を第十三号とし、同条第十一号中  
「但し」を「ただし」に改め、同号を同条第十二号  
とし、同条中第十号を第十一号とし、第六号か  
ら第九号までを一号づつ繰り下げ、同条第五号  
中「別表あへんアルカロイド系麻薬の項第二十  
一号但書」を「別表第一第七十六号イ」に改め、

四 麻薬原料植物 別表第二に掲げる植物を  
いう。

第二条中第二十三号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十  
二号とし、同条第二十号中「業務所」を「麻  
薬業務所」に、「但し」を「ただし」と改め、「二以上  
の病院、診療所若しくは家畜診療施設」の下  
に「(以下「病院等」という。)」を加え、「従事す  
る病院等」に改め、同号を同条第二十号とし、

同条第十八号中「(けしを除く。以下同じ。)」を  
削り、同号を同条第十九号とし、同条第十七号  
を同条第十八号とし、同条第十六号中「処方せ  
ん」を「処方せん」に改め、同号を同条第十七号  
とし、同条第十五号中「処方せん」を「処方せん」  
に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十  
四号を第十五号とし、第十三号を第十四号と  
し、第十二号を第十三号とし、同条第十一号中  
「但し」を「ただし」に改め、同号を同条第十二号  
とし、同条中第十号を第十一号とし、第六号か  
ら第九号までを一号づつ繰り下げ、同条第五号  
中「別表あへんアルカロイド系麻薬の項第二十  
一号但書」を「別表第一第七十六号イ」に改め、

二十八 向精神薬輸出業者 厚生大臣の免許  
を受けて、向精神薬を輸出することを業と  
する者をいう。

二十七 向精神薬輸入業者 厚生大臣の免許  
を受けて、向精神薬を輸入することを業と  
する者をいう。

二十九 向精神薬製造製剤業者 厚生大臣の  
免許を受けて、向精神薬を製造すること  
(向精神薬を精製すること、及び向精神薬  
に化学的変化を加えて他の向精神薬にする  
ことを含む。以下同じ。)、向精神薬を製剤  
すること(向精神薬に化学的変化を加えた  
いで他の向精神薬にすることをいう。ただ  
し、調剤を除く。以下同じ。)、又は向精神  
薬を小分けすること(他人から譲り受けた  
向精神薬を分割して容器に収めることをい  
う。以下同じ。)を業とする者をいう。

三十 向精神薬使用業者 厚生大臣の免許を  
受けて、向精神薬に化学的変化を加えて向  
精神薬以外の物にすることを業とする者を  
いう。

三十一 向精神薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者を除く。）に向精神薬を譲り渡すことと業とする者をいう。

三十二 向精神薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、向精神薬を記載した処方せん（以下「向精神薬処方せん」という。）により調剤された向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

三十三 向精神薬試験研究施設設置者 学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設（以下「向精神薬試験研究施設」という。）の設置者であつて、厚生大臣又は都道府県知事の登録を受けたものをいう。

三十四 向精神薬営業所 向精神薬営業者が業務上向精神薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所及び薬局をいう。

〔第二章 免許〕を「第二章 麻薬に関する取締り」に改める。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

### 第一節 免許

第三条第一項中「業務所」を「麻薬業務所」に改め、同条第三項第一号中「第五十一条」を「第五十二条第一項」に改める。

第五条中「麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者の免許については免許の日からその年の十二月三十一日まで、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許については」を削る。

第六条中「第五十一条」を「第五十二条第一項」に改める。

第七条第一項中「業務所」を「麻薬業務所」に改める。

第十二条を次のように改める。

第八条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第三章、第四章及び第五章の章名を削る。

第十二条の前に次の節名を削る。

### 第二節 禁止及び制限

第十三条に次のただし書きを加える。

ただし、本邦に入国する者が、厚生大臣の許可を受けて、自己の疾病的治療の目的で携帯して輸入する場合は、この限りでない。

第十三条に次の二項を加える。

2 前項ただし書きの規定により麻薬を携帯して輸入した者は、第二十四条第一項ただし書き。

第二十七条第一項ただし書き及び第二十八条第一項ただし書きの規定の適用については、麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受けた者とみなす。

第二十四条第二項中「又は」を「若しくは」に、「あるときは」を「あるか、又は麻薬処方せんが同条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されたものであるときは」に改め、同条第九項中「業務所」を「麻薬業務所」に改める。

### （広告）

第二十九条の二 麻薬に関する広告は、何人も、

医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事の許可を受けて、自己の疾病的治療の目的で携帯して輸出する場合は、この限りでない。

第二十条第一項中「この章」を「この節（第二十九条の二を除く。）」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十四条の見出しを「（譲渡し）」に改め、同条第六項中「処方せん」を「処方せん」に、「業務所」を「麻薬業務所」に改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、付される麻薬を譲り渡す場合

二 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を所持する場合

一 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。

二 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する麻薬を所持するとき。

三 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。

四 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する麻薬を所持するとき。

第二十九条に次のただし書きを加える。

ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生省令で定めるところにより、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。

第二十九条の次に次の二条及び節名を加える。

第二十九条の二 麻薬に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事の許可を受けて、自己の疾病的治療の目的で携帯して輸出する場合は、この限りでない。

第二十九条の二 麻薬に関する広告は、何人も、然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医事関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

第二十四条の見出しを「（譲渡し）」に改め、同条第六項中「処方せん」を「処方せん」に、「業務所」を「麻薬業務所」に改める。

## 第三節 取扱い

第三十三条第一項中「この章及び次章」を「この節及び次節」に改める。

第三十四条第一項中「業務所」を「麻薬業務所」に改める。

第三十五条の見出しを「(事故及び廃棄の届出)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、第二十九条たゞ書の規定により、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときは、三十日以内に、その麻薬の品名及び数量その他厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条第二項中「業務所」を「麻薬業務所」に、「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に改め、同条の次に次の節名を付する。

## 第四節 業務に関する記録及び届出

第三十七条第一項中「業務所」を「麻薬業務所」に、「左に」を「次に」に、「譲渡若しくは譲受」を「譲渡し若しくは譲受け」に改める。

第三十八条第一項中「業務所」を「麻薬業務所」に、「左に」を「次に」に改める。

第五十条の次に次の二項を加える。

## 第三章 向精神薬に関する取締り

(免許)

第五十条 第一項 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用

業者の免許は、厚生大臣が、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許は、都道府県知事が、それぞれ向精神薬営業所ごとに行う。

2 次の各号の一に該当するときは、免許を与えないことができる。

1 その業務を行う施設の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

2 一次のイからハまでの二に該当する者であるとき。

イ 第五十二条第一項の規定により免許を

取り消され、取消しの日から三年を経過していらない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなりた後、三年を経過していない者

ハ イ又はロに該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、薬事法その他薬事に関する法令又は

これらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から一年を経過していない者

2 厚生大臣又は都道府県知事は、第五十二条第三項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者については、登録をしないことができる。

3 第五十一条第三項の規定により取り消されたとき、又は次条において準用する第七条第一項の届出があつたときは、その効力を失う。

ホ 精神病者、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者

ヘ 法人又は団体であつて、その業務を行なう役員のうちにイからホまでの二に該当する者があるもの

(免許の有効期間)

第五十条の二 向精神薬営業者の免許の有効期

(免許の失效)

第五十条の三 向精神薬営業者の免許は、その

有効期間が満了したとき、第五十一条第二項の規定により取り消されたとき、又は次条において準用する第七条第一項の届出があつたときは、その効力を失う。

2 本邦に入国する者のうち、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して輸入する者は、これらの規定に關する技術的読替は、政令で定めるもの

3 第五十二条第一項及び第三項並びに第八条から第十条までの規定中

「十五日」とあるのは、「三十日」と読み替える

ほか、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

## 第二節 禁止及び制限

## (輸入)

第五十条の八 次に掲げる者でなければ、向精神薬を輸入してはならない。

1 向精神薬輸入業者

2 本邦に入国する者のうち、自己の疾病の

治療の目的で向精神薬を携帯して輸入する

者であつて厚生省令で定めるもの

3 向精神薬試験研究施設設置者であつて、

学術研究又は試験検査のため向精神薬を輸入するもの

4 その他厚生省令で定める者

(輸入の許可)

第五十条の九 向精神薬輸入業者は、政令で定める向精神薬(以下「第一種向精神薬」という。)を輸入しようとするときは、その都度厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前条第三号又は第四号に掲げる者は、向精神薬を輸入しようとするときは、その都度厚生大臣の許可を受けなければならない。

3 第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項、第十五条並びに第十六条の規定は、前二項の許可を受けて第一種向精神薬を輸入しようとする者について準用する。この場合にお

いて、第十四条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の九第一項又は第二項」と、「麻薬」とあるのは「第一種向精神薬」と、同条第三項

中「第一項」とあるのは「第五十条の九第一項又は第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十二条の九第三項において準用する第十四条第二項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五十条の九第一項又は第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の九第三項において準用する第十四条第二項」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十条の八第三項において準用する第十四条第三項」と、第十五条及び第十六条中「麻薬輸入業者」とあるのは「向精神薬輸入業者又は第五十条の八第三項号若しくは第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第一種向精神薬」と読み替えるものとする。

4 第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項、第十五条並びに第十六条の規定は、第二項の許可を受けて政令で定める向精神薬（以下「第一種向精神薬」という。）を輸入しようとする者について準用する。この場合において、第十四条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の九第二項」と、「麻薬」とあるのは「第二種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の九第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の九第四項において準用する第十四条第二項」と、同条第五项中「第一項」とあるのは「第五十条の九第二項」と、「第二項」とあるのは「第五十条の九第四項において準用する第十四条第二項」と、「輸入許可書及び輸入許可証明書」とあるのは「輸入許可書」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十条の九第四項において準用する第十四条第三項」と、「輸入許可書及び輸入許可証明書」とあるのは「輸入許可書」とあるのは「第一種向精神薬」と、「相手国発給の輸出許可証明書」とあるのは「輸出者の作成した輸出届出書（相手国が輸出許可證明書」とあるのは「第二種向精神薬」と、「相手国発給の輸出許可証明書」とあるのは「輸出者の

書を発給する場合にあつては、輸出許可証明書。以下この条において同じ。)と、「又は輸出許可証明書」とあるのは「又は輸出届出書」と、第十六条中「麻薬輸入業者」とあるのは「第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第二種向精神薬」と読み替えるものとする。

5 第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第十六条の規定は、第二項の許可を受けて第一種向精神薬及び第二種向精神薬以外の向精神薬(以下「第三種向精神薬」という。)を輸入しようとする者について準用する。この場合において、第十四条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の九第二項」と、「麻薬」とあるのは「第三種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の九第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の九第五項において準用する第十四条第二項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五十条の九第二項」と、「第一項」とあるのは「第五十条の九第五項において準用する第十四条第三項」と、「輸入許可書及び輸入許可証明書」とあるのは「輸入許可書」と、第十六条中「麻薬輸入業者」とあるのは「第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第三種向精神薬」と読み替えるものとする。

(輸出届出書の提出)

4 第十九条第一項から第六項まで及び第十九条の規定は、第二項の許可を受けて第二種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の十一第二項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書を」と、「麻薬」とあるのは「第二種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十二第二項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十二第四項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第五十条の十二第四項において準用する第十八条第三項」と、同条第六項及び第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「第二種向精神薬」とある者は「第五十条の十一第三号又は第四号に掲げる者」と、「麻薬」とあるのは「第二種向精神薬」と読み替えるものとする。

5 第十八条第一項から第五項まで及び第十九条の規定は、第二項の許可を受けて第三種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の十一第二項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書を」と、「麻薬」とあるのは「第三種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十一第二項」と、「

「第二項」と、「前項各号」とあるのは、第五十二条の十二第五項において準用する第十八条第二項各号と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」とあるのは、「第五十条の十二第二項」と、「第二項各号」とあるのは、「第五十条の十二第二項」において準用する第十八条第二項各号と、同条第四項中「第三項」とあるのは、「輸出許可書及び輸出許可證明書」とあるのは、「輸出許可書」と、同条第五項中「第三項」とあるのは、「第五十条の十二第二項」において準用する第十八条第二項と、「輸出許可書及び輸出許可證明書」とあるのは、「輸出許可書」とあるのは、「輸出許可書」と、第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは、「第五十条の十一第三号又は第四号に掲げる者」と「麻薬」とあるのは、「第三種向精神薬」と、「輸出許可書及び輸出許可證明書」とあるのは、「輸出許可書」と読み替えるものとする。  
**(特定地域の輸出の特例)**

3

は「特定第二種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「第二項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第二項において準用する第十八条第三項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十三第二項」である。第六項及び第十九条中「麻薬輸出業者」とあるのは「向精神薬輸出業者」と、「麻薬」とあるのは「特定第一種向精神薬」と読み替えるものとする。

第十八条第二項から第五項まで及び第十九条の規定は、第一項の許可を受けて特定地域を仕向地として特定第三種向精神薬を輸出しようとする者について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「事項」とあるのは「事項及び仕向地」と、「許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えて、これを」とあるのは「許可申請書を」と、「麻薬」とあるのは「特定第三種向精神薬」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「前項各号」とあるのは「第五十条の十三第三項において準用する第十八条第二項各号」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十条の十三第一項」と、「第二項各号」とあるのは「第五十条の十三第三項において準用する第十八条第三項」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と、「第三項」とあるのは「第五十条の十三第三項」である。

と、「麻薬」とあるのは「特定第三種向精神薬」と、「輸出許可書及び輸出許可証明書」とあるのは「輸出許可書」と読み替えるものとする。  
厚生大臣は、特定地域を仕向地とする特定向精神薬の輸出に係る第一項又は前条第一項若しくは第二項の許可をしたときは、それぞれ第二項若しくは第三項又は前条第三項から第五項までにおいて準用する第十八条第四項に規定する書類のほか、相手国の作成した特別輸入許可書を受理していないときは、その許可を与えないことができる。  
厚生大臣は、特定地域を仕向地とする特定向精神薬の輸出に係る第一項又は前条第一項若しくは第二項の許可をしたときは、それぞれ第二項若しくは第三項又は前条第三項から第五項までにおいて準用する第十八条第六項に規定する書類のほか、相手国が作成した特別輸入許可書を交付する。  
向精神薬輸出業者は又は第五十条の十一第三号若しくは第四号に掲げる者は、特定地域を仕向地として特定向精神薬を輸出するときは、その特定向精神薬にそれぞれ第一項又は前条第三項若しくは第四項において準用する第十八条第六項に規定する書類のほか、相手国との間で特定向精神薬を輸出しなかつたときは、その期間の満了後十日以内に、それぞ  
れ第二項若しくは第三項又は前条第三項から第五項までにおいて準用する第十九条に規定する書類のほか、相手国が作成した特別輸入許可書を厚生大臣に返納しなければならぬ。  
(輸出の届出等)  
第五十条の十四 向精神薬輸出業者は、第二種向精神薬を輸出しようとするとき(特定地域と、  
い。

三

（製造等）

向精神薬輸出業者は、第二種向精神薬を輸出するとき（特定地域を仕向地として特定向精神薬を輸出する場合を除く。）は、輸出しようとする第二種向精神薬の品名その他厚生省令で定める事項を記載した輸出届出書（次項において単に「輸出届出書」という。）を、厚生大臣に提出しなければならない。

向精神薬輸出業者は、第二種向精神薬を輸出するとき（特定地域を仕向地として特定向精神薬を輸出する場合を除く。）は、第二種向精神薬に輸出届出書の副本を添えて送らなければならぬ。

（譲渡し等）

第五十条の十五 向精神薬製造製剤業者でなければ、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 向精神薬試験研究施設（その設置者が第五十条の五第一項の登録を受けているものに限る。次項において同じ。）において学術研究又は試験検査に従事する者が、学術研究又は試験検査のため製造し、製剤し、又は小分けする場合

二 その他厚生省令で定める場合

向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者でなければ、向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしてはならない。ただし、向精神薬試験研究施設において学術研究又は試験検査に従事する者が学術研究又は試験検査のため行う場合は、この限りでない。

（譲渡し等）

第五十条の十六 向精神薬業者（向精神薬使用者を除く。）でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 病院等の開設者が、施用のため交付され

9

（製造等）

向精神薬輸出業者は、第二種向精神薬を輸出するとき（特定地域を仕向地として特定向精神薬を輸出する場合を除く。）は、輸出しようとする第二種向精神薬の品名その他厚生省令で定める事項を記載した輸出届出書（次項において単に「輸出届出書」という。）を、厚生大臣に提出しなければならない。

向精神薬輸出業者は、第二種向精神薬を輸出するとき（特定地域を仕向地として特定向精神薬を輸出する場合を除く。）は、第二種向精神薬に輸出届出書の副本を添えて送らなければならぬ。

（譲渡し等）

第五十条の十五 向精神薬製造製剤業者でなければ、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 向精神薬試験研究施設（その設置者が第五十条の五第一項の登録を受けているものに限る。次項において同じ。）において学術研究又は試験検査に従事する者が、学術研究又は試験検査のため製造し、製剤し、又は小分けする場合

二 その他厚生省令で定める場合

向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者でなければ、向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしてはならない。ただし、向精神薬試験研究施設において学術研究又は試験検査に従事する者が学術研究又は試験検査のため行う場合は、この限りでない。

（譲渡し等）

第五十条の十六 向精神薬業者（向精神薬使用者を除く。）でなければ、向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 病院等の開設者が、施用のため交付され

1

向精神薬輸出業者は、第二種向精神薬を輸するとき（特定地域を仕向地として特定向神薬を輸出する場合を除く。）は、輸出しようとする第二種向精神薬の品名その他の厚生省令で定める事項を記載した輸出届出書（次項において単に「輸出届出書」という。）を、厚生大臣に提出しなければならない。

向精神薬輸出業者は、第三種向精神薬を輸するとき（特定地域を仕向地として特定向神薬を輸出する場合を除く。）は、第二種向精神薬に輸出届出書の副本を添えて送らなければならない。

（製造等）

十条の十五 向精神薬製造製剤業者でなければ、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けしてはならない。ただし、次に掲げる場合、この限りでない。

向精神薬試験研究施設（その設置者が第五十条の五第一項の登録を受けているものに限る。次項において同じ。）において学術研究又は試験検査に従事する者が、学術研究又は試験検査のため製造し、製剤し、又は小分けする場合

その他厚生省令で定める場合

向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業でなければ、向精神薬に化学的変化を加え向精神薬以外の物にしてはならない。ただし、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（譲渡し等）

十条の十六 向精神薬営業者（向精神薬使業者を除く。）でなければ、向精神薬を譲りし、又は譲り渡す目的で所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

病院等の開設者が、施用のため交付され

る向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

二 向精神薬試験研究施設設置者が、向精神薬を他の向精神薬試験研究施設設置者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

三 その他厚生省令で定める場合

2 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬卸売業者は、向精神薬営業者（向精神薬輸入業者を除く）は、その容器及び容器の直接の被包に「(商)」の記号及び次に掲げる事項

（以下この条において「記載事項」という。）が記載されている向精神薬以外の向精神薬を譲り渡してはならない。ただし、その容器の面積が狭いため記載事項を明りよう記載する

ことができない場合その他厚生省令で定める

場合において、その容器又は容器の直接の被包に、厚生省令で定めるところにより、記載事項が簡略化されて記載されている向精神薬を譲り渡すときは、この限りでない。

一 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含

量

二 その他厚生省令で定める事項

（向精神薬取扱責任者）

第五十条の二十 向精神薬営業者は、向精神薬の濫用を防止するため、厚生省令で定めるところにより、その所有する向精神薬を保管し、若しくは廃棄し、又はその他必要な措置を講じなければならない。

一 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含

量

二 その他厚生省令で定める事項

（向精神薬取扱責任者）

第五十条の二十一 向精神薬取扱責任者は、向精神薬営業所ごとに、向精神薬取扱責任者を置かなければならぬ。ただし、向精神薬営業者が、自ら向精神薬取扱責任者となつて管理する向精神薬営業所については、この限りでない。

一 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含

量

二 その他厚生省令で定める事項

（向精神薬取扱責任者）

第五十条の二十二 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生省令で定めるところにより、速やかにその向精神薬の品名及び数量その他の事故の状況を明らかにするために必要な事項を、向精神薬輸入業者の向精神薬営業所について、この限りでない。

一 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含

量

二 その他厚生省令で定める事項

（向精神薬取扱責任者）

第五十条の二十三 向精神薬営業者は、向精神薬の濫用を防止するため、厚生省令で定めるところにより、その所有する向精神薬を保管し、若しくは廃棄し、又はその他必要な措置を講じなければならない。

一 成分たる向精神薬の品名及び分量又は含

量

二 その他厚生省令で定める事項

（向精神薬取扱責任者）

臣に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者あつては都道府県知事に、その向精神薬取扱責任者の氏名又は自ら向精神薬取扱責任者となつた旨その他厚生省令で定める事項を届け出なければならない。向精神薬取扱責任者を変更したときも、同様とする。

二 向精神薬化学変化物の品名、数量及び用途

三 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（第三種向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日

四 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

は向精神薬化学変化物（向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者が向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外の物にしたもの）をいう。次号及び次条において同じ。）の原料として使用した向精神薬の品名及び数量並びにその年月日

2 向精神薬小売業者又は病院等の開設者は、

一 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（第三種向精神薬及び向精神薬処方せんを所持する者に譲り渡した向精神薬その他の向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日

三 向精神薬の譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

二 向精神薬の譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

一 輸入し、輸出し、又は製造した向精神薬の品名及び数量並びにその年月日

二 譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した向精神薬（第三種向精神薬を除く。次号において同じ。）の品名及び数量並びにその年月日

三 向精神薬の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

一 向精神薬取扱者は、前二項の規定による記録を、記録の日から二年間、向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において保存しなければならない。

4 向精神薬取扱者は、前二項の規定による記録を、記録の日から二年間、向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において保存しなければならない。

第五十条の十八 第二十九条の二の規定は、向精神薬に関する広告について準用する。

第三節 取扱い

（容器及び被包の記載）

第五十条の十九 向精神薬営業者（向精神薬小

(届出)

第五十条の二十四 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者及び向精神薬使用業者は、毎年二月末日までに、次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならぬ。

一 前年中に輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬、向精神薬の製造若しくは製剤のために使用した向精神薬又は向精神薬化學変化物の原料として使用した向精神薬の品名及び数量

二 前年の初めに所有した第一種向精神薬の品名及び数量並びに前年の末に所有した第一種向精神薬の品名及び数量

三 その他厚生省令で定める事項

2 向精神薬試験研究施設設置者は、毎年二月末までに、次に掲げる事項を、厚生大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者については厚生大臣に、都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年に中に入り、輸出し、又は製造した向精神薬の品名及び数量

二 その他厚生省令で定める事項

3 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめ、その年の四月三十日までに、厚生大臣に報告しなければならない。

#### 第五節 雜則

(適用除外等)

第五十条の二十五 別表第三第十二号に掲げる向精神薬であつて、濫用のおそれなく、かつ、有害作用がないものとして厚生省令で定めるものについては、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(薬局開設者等の特例)

第五十条の二十六 薬事法の規定により薬局開

設の許可(その更新を含む)を受けた者(以下この条において「薬局開設者」という。)又は医

薬品(同法第八十三条规定する医薬品を除く。以下この条において同じ。)の一般販売業者の許可を受けた者は、この法律の規定(第五十条の四及び第五十条の二十四を除く。)の適用については、それぞれ第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬

小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなす。ただし、当該薬局開設者は医薬品の一般販売業の許可を受けた者が、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 薬事法第五条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき

2 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 薬事法第十一条(同法第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出(廃止に係るものに限る。)があつたとき。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(措置命令)

第五十条の二十八 厚生大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製剤業者、向精神薬使用業者又は厚生大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者につい

て、都道府県知事は、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、これらの者が第五十条の二十

一の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、向精神薬の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(改善命令等)

第五十条の二十九 厚生大臣は、向精神薬輸入業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者に係る向精神薬

営業所の構造設備が第五十条第二項第一号の厚生省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行つまでの間當該向精神薬営業所の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

(報告の徴収等)

第五十条の二十七 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬又は向精神薬の取締り上必要があると認めるときは、麻薬取扱者若しくは向精神薬取扱者から必要な報告を徵し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取扱員その他の職員に、麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等若しくは向精神薬試験研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬、向精神薬若しくはこれらに係るものと解してはならない。

(向精神薬取扱責任者の変更命令)

第五十条の三十 厚生大臣は、向精神薬輸入業者又は向精神薬輸出業者、向精神薬製剤業者又は向精神薬使用業者が置く向精神薬取扱責任者又は向精神薬輸入業者又は向精神薬輸出業者として不適当と認めるときは、その向精神薬営業所の他の営業事に關する法令の規定若しくはこの

責任者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神薬取扱責任者について、これらの者がこの法律その他の営業事に關する法令の規定若しくはこの

規則に基づく処分に違反したとき、又はこれらの者が向精神薬取扱責任者として不適當と認めるときは、その向精神薬営業者に對して、その変更を命ずることができる。

第五十一条の見出しを「(免許等の取消し等)」に改め、同条中「若しくは」の「この」に、「基く」を「基づく」に改め、「処分」の下に「若しくは免許若しくは許可に付した条件」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製剤業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者がこの法律の規定に基づく厚生大臣若しくは都道府県知





## 官報(号)

- 四一カルボン酸エチルエステル(別名ジフェノキシレート)及びその塩類  
 十八 四一シアノ一ジメチルアミノ一  
 四一ジフェニルブタン(別名メサドン中間体)及びその塩類  
 十九 四一シアノ一ジメチルアミノ一  
 ルビペリジン(別名ベチジン中間体A)及びその塩類  
 二十一 (ジエチルアミノ)エチル一  
 (四一エトキシンベンジル)一五ニトロベンズイミダゾール(別名エトニタゼン)及びその塩類  
 二十一 三一ジエチルアミノ一・一ジ  
 (一チエニル)一アブテン(別名ジエチルチアンプテン)及びその塩類  
 二十二 ジエニルアミノ一四一ジ  
 ドン、そのエステル及びこれらの塩類  
 二十三 ジヒドロコティン、そのエステル及びこれらの塩類  
 二十四 ジヒドロデオキシモルヒネ(別名デソモルヒネ)、そのエステル及びこれらの塩類  
 二十五 ジヒドロヒドロキシコティノン(別名オキシコドン)、そのエステル及びこれらの塩類  
 二十六 ジヒドロヒドロキシモルヒノン(別名オキシモルファン)及びその塩類  
 二十七 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類  
 二十八 ジヒドロモルヒノン(別名ヒドロモルファン)、そのエステル及びこれらの塩類

- 二十九 四一ジフェニル一六一ピペリジ  
 ノ一三一ヘブタノン(別名ジピバノン)及びその塩類  
 三十 (二一ジメチルアミノ)エチル一  
 ルキシ一・一ジフェニルアセテート  
 (別名ジメノキサドール)及びその塩類  
 三十一 三一ジメチルアミノ一・一ジ  
 (一チエニル)一アブテン(別名ジエチ  
 ルチアンプテン)及びその塩類  
 三十二 六一ジメチルアミノ一四一ジ  
 フェニル一三一ヘキサン(別名ノルメサ  
 ドン)及びその塩類  
 三十三 六一ジメチルアミノ一四一ジ  
 フェニル一三一ヘブタノール(別名ジメ  
 ルチアンプテン)及びその塩類  
 二十三 ジヒドロコティン、そのエステル及  
 びこれらの塩類  
 二十四 ジヒドロデオキシモルヒネ(別名デ  
 ソモルヒネ)、そのエステル及びこれらの  
 塩類  
 二十五 ジヒドロヒドロキシコティノン(別  
 名オキシコドン)、そのエステル及びこれ  
 らの塩類  
 二十六 ジヒドロヒドロキシモルヒノン(別  
 名オキシモルファン)及びその塩類  
 二十七 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及  
 びこれらの塩類  
 二十八 ジヒドロモルヒノン(別名ヒドロモ  
 ルファン)、そのエステル及びこれらの塩  
 類

- 三十九 一・三一ジメチル一四一フェニル  
 ノ一三一ヘブタノン(別名ジピバノン)及び  
 その塩類  
 四十 (アロビオニルオキシ)アザシクロヘブ  
 タン(別名プロペブタジン)及びその塩類  
 四十一 α一・三一ジメチル一四一フェニ  
 ル一四一(アロビオニルオキシ)ピペリジン  
 (別名アルファプロジン)及びその塩類  
 四十二 β一・三一ジメチル一四一フェニ  
 ル一四一(アロビオニルオキシ)ピペリジン  
 (別名ベータプロジン)及びその塩類  
 四十三 一・二・五一トリメチル一四一フェ  
 ニル一四一(アロビオニルオキシ)ピペリジ  
 ヌ(別名トリメペリジン)及びその塩類  
 四十四 六一ニコチニルコティン(別名ニコ  
 コジン)及びその塩類  
 四十五 ノルモルヒネ(別名テメチルモルヒ  
 ネ)、そのエーテル及びこれらの塩類  
 四十六 一・二・三一(一ヒドロキシエトキ  
 シ)エチル一四一フェニルピペリジン一  
 四一カルボン酸エチルエステル(別名エト  
 キセリジン)及びその塩類  
 四十七 十四一ヒドロキシヒドロモルヒネ  
 (別名ヒドロモルヒノール)及びその塩類  
 四十八 三一ヒドロキシ一N一フェナシルモ  
 ルヒナン(右旋性のものを除く)及びその  
 塩類  
 四十九 一・二・三一(一ヒドロキシ一三一フェニ  
 ルプロピル)一四一フェニルピペリジン一  
 四一カルボン酸エチルエステル(別名フェ  
 ペリジン)及びその塩類  
 五十 四一(三一ヒドロキシフェニル)一  
 メチル一四一ビペリジルエチルケトン(別

- 名ケトベニドン)及びその塩類  
 五一 四一(三一ヒドロキシフェニル)  
 一メチルピペリジン一四一カルボン酸エ  
 チルエステル(別名ヒドロキシペチジン)及  
 びその塩類  
 五十二 三一ヒドロキシ一N一フェネチルモ  
 ルヒナン(別名フェノモルファン)及びその  
 塩類  
 五十三 三一ヒドロキシ一N一メチルモルヒ  
 ナン(右旋性のものを除く)及びその塩類  
 五十四 三一ヒドロキシモルヒナン(右旋性  
 のものを除く)及びその塩類  
 五十五 四一ヒドロキシ一N一メチルモルヒ  
 ナン(右旋性のものを除く)及びその塩類  
 五十六 四一ヒドロキシ一N一メチルモルヒ  
 ナン一四一カルボン酸エチルエステル(別名  
 フレチジン)及びその塩類  
 五十七 四一ヒドロキシ一N一メチルモルヒ  
 ナン(右旋性のものを除く)及びその塩類  
 五十八 一・二・三一四・五・六一ヘキサヒ  
 ドロ一八一ヒドロキシ一六・十一ジメチ  
 ル一三一(一ヒドロキシエチル)一六一メタノ  
 ルベンザゾシン(別名フェナゾシン)及び  
 その塩類  
 五十九 一・二・三一四・五・六一ヘキサヒ  
 ドロ一八一ヒドロキシ一三・六・十一ト  
 リメチル一六・メタノ一三一ベンザゾ  
 シン(別名メタゾシン)及びその塩類

- 六十 一一〔一〕(ベンジルオキシ)エチル  
四一フニルペリジン—四カルボン酸  
エチルエステル(別名ベンゼチジン)及びその塩類
- 六十一 六一メチルジヒドロモルヒネ(別名メチルジヒドロモルヒネ)及びその塩類
- 六十二 メチルジヒドロモルヒノン(別名メトポン)、そのエステル及びこれらの塩類
- 六十三 六一メチル—四—六一テオキシモルヒネ(別名メチルデソルフィン)及びその塩類
- 六十四 N—(一メチル)—ピペリジノエチル)プロピオンアニリド(別名フェナンプロミド)及びその塩類
- 六十五 一メチル—四—フニルペリジン—四カルボン酸エステル及びその塩類
- 六十六 N—〔一〕(メチルフェネチルアミノ)プロピル)プロピオンアニリド(別名ジイソプロピル)及びその塩類
- 六十七 [(三一メチル—四—モルフォリノ—二—ニージフニル)ブチリル]ピロリジン及びその塩類
- 六十八 二—メチル—三—モルフォリノ—一—ジフニル酸(別名モラミド中間体)及びその塩類
- 六十九 三—メトキシ—N—メチルモルヒナ(右旋性のものを除く)及びその塩類
- 七十 モルヒネ及びその塩類
- 七十一 モルヒネ—N—オキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体
- 七十二 一一〔一〕(モルフォリノエチル)—四—フニルペリジン—四—カルボン酸

- エチルエステル(別名モルフェリジン)及びその塩類
- 七十三 六一モルフォリノ—四—四—ジフニル—三—ヘプタノン(別名フェナドキソン)及びその塩類
- 七十四 四—モルフォリノ—二—ジフニル酔酸エチルエステル(別名ジオキサフェチルブチレート)及びその塩類
- 七十五 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
- 七十六 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 千分中十分以下のコディン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であつて、これら以外の前各号に掲げる物を含有しないもの
- ロ 麻薬原料植物以外の植物(その一部分を含む)
- 四 別表第一の次に次の二表を加える。
- 五 五—〔一〕クロロ—二—メチル—十一—b—テトロキサン—六(五H)—オン(別名オキサゾラム)及びその塩類
- 六 五—〔一〕クロロフニル)—七—エチル—三—ジヒドロ—一—メチル—二—H—チエノ—〔一・三—o〕—一—四—ジアゼビン—二—一オン(別名クロチアゼバム)及びその塩類
- 七 七—クロロ—二—メチルアミノ—五—フニル—三H—一—四—ベンゾジアゼビン—四—オキンド(別名クロルジアゼボキシド)及びその塩類
- 八 五—五—ジエチルバルビツール酸(別名バルビタール)及びその塩類
- 九 二—ジヒドロ—七—ニトロ—五—フニル—二H—一—四—ベンゾジアゼビン—二—一オン(別名ニトラゼバム)及びその塩類
- 十 一—二—三—四—五—六—ヘキサヒドロ—六—十一—ジメチル—三—〔二〕—メチ

- 二 五—エチル—五—(一—メチルブチル)バルビツール酸(別名ペントバルビタール)及びその塩類
- 三 七—クロロ—一—三—ジヒドロ—一—メニル—三—ヘプタノン(別名フェナドキソル—五—フニル—二H—一—四—ベンゾジアゼビン—二—一オン(別名ジアゼバム)及びその塩類
- 四 十—クロロ—二—三—七—十一—b—テトロヒドロ—二—メチル—十一—b—テトロオキサン—六(五H)—オン(別名オキサゾラム)及びその塩類
- 五 五—〔一〕クロロフニル)—七—エチル—三—ジヒドロ—一—メチル—二—H—チエノ—〔一・三—o〕—一—四—ジアゼビン—二—一オン(別名クロチアゼバム)及びその塩類
- 六 七—クロロ—二—メチルアミノ—五—フニル—三H—一—四—ベンゾジアゼビン—四—オキンド(別名クロルジアゼボキシド)及びその塩類
- 七 五—五—ジエチルバルビツール酸(別名バルビタール)及びその塩類
- 八 一—三—ジヒドロ—七—ニトロ—五—フニル—二H—一—四—ベンゾジアゼビン—二—一オン(別名ニトラゼバム)及びその塩類
- 九 二—フニル—二—〔一〕—ビペリジル)酢酸メチルエステル(別名メチルフェニティト)及びその塩類
- 十 一—二—三—四—五—六—ヘキサヒドロ—六—十一—ジメチル—三—〔二〕—メチ

- 二 五—エチル—五—(一—メチルブチル)バルビツール酸(別名ペントバルビタール)及びその塩類
- 三 七—クロロ—一—三—ジヒドロ—一—メニル—三—ヘプタノン(別名フェナドキソル—五—フニル—二H—一—四—ベンゾジアゼビン—二—一オン(別名ジアゼバム)及びその塩類
- 四 五—エチルエステル(別名モルフェリジン)及びその塩類
- 五 七—クロロ—一—三—ジヒドロ—一—メニル—三—ヘプタノン(別名フェナドキソル—五—フニル—二H—一—四—ベンゾジアゼビン—二—一オン(別名ジアゼバム)及びその塩類
- 六 五—エチル—五—(一—メチルブチル)バルビツール酸(別名ペントバルビタール)及びその塩類
- 七 五—五—ジエチルバルビツール酸(別名バルビタール)及びその塩類
- 八 五—エチル—五—(一—メチルブチル)バルビツール酸(別名ペントバルビタール)及びその塩類
- 九 五—エチル—五—(一—メチルブチル)バルビツール酸(別名ペントバルビタール)及びその塐類
- 十 五—エチル—五—(一—メチルブチル)バルビツール酸(別名ペントバルビタール)及びその塐類
- 十一 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
- 十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、政令で定めるもの
- 十三 (大麻取締法の一部改正)
- 第十四条中「左に」を「次に」に改め、ただし書を削り、同条第一号中「こと」の下に「(大麻研究者が、厚生大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。)」を加え、同条第二号及び第三号中「こと」を「こと。」に改め、同条に次の一号を加える。
- 四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。
- 五 第十六条に次のただし書を加える。
- 六 ただし、厚生大臣の許可を受けて、他の大麻研究者に譲り渡す場合は、この限りでない。
- 七 第十六条の二 大麻研究者は、その研究に従事する施設に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 採取し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日  
 二 研究のため使用し、又は研究の結果生じた大麻の品名及び数量並びにその年月日  
 第二十二条の次に次の二条を加える。

2 大麻研究者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第二十二条の二 この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれは変更することができる。

2 前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受けた者に対し不当な義務を課すこととならぬものでなければならない。

第二十二条の三 厚生大臣は、この法律の規定にかかわらず、大麻に関する犯罪鑑識の用に供する大麻を輸入し、又は譲り受けることができる。

2 前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受けた者に対し不当な義務を課すこととならぬものでなければならない。

第二十二条の三 厚生大臣は、この法律の規定にかかわらず、大麻に関する犯罪鑑識の用に供する大麻を輸入し、又は譲り受けることができる。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

2 第二十四条の二に次の二項を加える。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

2 第二十四条の二に次の二項を加える。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び一百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

2 第二十四条の二の次に次の四条を加える。

第二十四条の三 第二十四条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 厚生大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた大麻を、大麻に関する犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生大臣から交付を受けた大麻を、大麻に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は所持することができる。

4 第二項の規定により厚生大臣から大麻の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これと、大麻に関する犯罪鑑識のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

5 厚生大臣は、外国政府から大麻に関する犯罪鑑識の用に供する大麻を輸入したい旨の要請があつたときは、この法律の規定にかかわらず、第一項の規定により輸入し、若しくは譲り受けた大麻又は法令の規定により国庫に歸属した大麻を、当該外国政府に輸出することができる。

第二十四条に次の二項を加える。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

2 第二十四条の二に次の二項を加える。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び一百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

2 第二十四条の二に次の二項を加える。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び一百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

2 第二十四条の二の次に次の四条を加える。

第二十四条の三 第二十四条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 第二十四条の二の次に次の二項を加える。

2 厚生大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた大麻を、大麻に関する犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生大臣から交付を受けた大麻を、大麻に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は所持することができる。

4 第二項の規定により厚生大臣から大麻の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これと、大麻に関する犯罪鑑識のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

第三条 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」と、「第三十五条」を「第三十五条の二」と、「第四十条」を「第四十条の二」と改める。

第八条第一項中「覚せい剤製造業者」を「覚せい剤製造業者」に、「覚せい剤施用機関」を「覚せい剤研究者」に、「若しくは」の「を、この」に、「基

第十六条の規定により禁止される大麻の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四条の規定に違反して、大麻に関する広告をした者は、

2 第二十六条中「左の」を「次の」に、「一千万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十六条の二第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者は、

四 第十六条の二第二項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつた者は

第五章中第二十条の次に次の二条を加える。

2 第二十七条中「開して」の下に「第二十四条第二項若しくは第三項、第二十四条の二第二項若しくは第三項又は」を加え、「外」を「ほか」に改める。

（覚せい剤取締法の一部改正）

第三十条の三第一項中「覚せい剤原料取扱者」を「覚せい剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚せい剤原料研究者」に、「又はこの」を「この」に、「基く処分」を「基づく処分又は指定若しくは許可に付した条件」に、「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚せい剤及び覚せい剤原料」に改める。

第七章中第三十五条の前に次の二条を加える。

（指定又は許可の条件）

第三十四条の二 この法律に規定する指定又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

官 報 (号 外)

2 前項の条件は、覚せい剤又は覚せい剤原料の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、か

つ、指定又は許可を受ける者に対し不当な義務を課すこととならないものでなければならぬ。

(犯罪鑑識用覚せい剤等に関する適用除外)

**第三十四条の三** 厚生大臣は、この法律の規定にかかるわらず、覚せい剤又は覚せい剤原料に關する犯罪鑑識の用に供する覚せい剤又は覚せい剤原料を輸入し、製造し、又は譲り受けることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定により輸入し、製造し、又は譲り受けた覚せい剤又は覚せい剤原料を、覚せい剤又は覚せい剤原料に関する犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 前項の規定により厚生大臣から覚せい剤又は覚せい剤原料の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに覚せい剤又は覚せい剤原料に関する犯罪鑑識のため使用した覚せい剤又は覚せい剤原料の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載しなければならぬ。

厚生大臣は、外国政府から覚せい剤又は覚せい剤原料に関する犯罪鑑識の用に供する覚せい剤又は覚せい剤原料を輸入したい旨の要請があつたときは、この法律の規定にかかわらず、第一項の規定により輸入し、製造し、若しくは譲り受けた覚せい剤若しくは覚せい剤原料又は法令の規定により国庫に帰属した覚せい剤若しくは覚せい剤原料を、当該外国

政府に輸出することができる

第七章中第四十条の次に次の二条を加える。

(経過措置) 第四、卷の二 二の法律に基づき命令を制定

第三条第一項ただし書の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、  
同様とする。

**第三条** この法律の施行の際現に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定により薬局開

設の許可を受けている者（以下この条において「薬局開設者」という。）又は医薬品（薬事法第八十三条に規定する医薬品を除く。以下この条に

おいて同じ。)の一般販売業の許可を受けている者は、新法の規定(新法第五十条の四及び第五十

者は、新法の起文(新法第三条の四)と第三条の二十四項を除く。の適用については、それぞれ新法第五十条第一項の規定により向精神

薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者の

免許を受けた者とみなす。ただし、その者が、

厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬業者の免許を受けた者とみなされた者

被業小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、新法第五十条の三の規定により

効力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

## 一 薬事法第五条第二項又は第二十四条第二項

の規定により同法第五条第一項又は第二十一条第一項の許可の効力が失われたとき。

## 二 葉事法第十条（同法第三十八条规定において準用する場合）

用する場合を含む)の規定による届出(廃止に係るものに限る。)があつたとき。

三　薬事法第七十五条第一項の規定により、同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可

が取り消されたとき。

3 第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法第八条第三項に規定する

卷之三

平成二年六月十三日 参議院会議録第十四号



まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるものであります。

次に、麻薬取締法等の一部を改正する法律案は、我が国における向精神薬の乱用の防止を図り、向精神薬に関する条約の批准に備えるため、向精神薬に係る輸出入、製造、譲り渡し等の取り締まりに関する措置等を定めるものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、中国及びサハリンの残留邦人の帰国援護、遺骨収集、麻薬取り締まり体制の充実、薬物乱用防止に関する青少年の啓発等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第四 特定通信・放送開発事業実施円滑化法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長育木薪次君。

#### 審査報告書

##### 特定通信・放送開発事業実施円滑化法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十二日

通信委員長 青木 薫次

参議院議長 土屋 義彦殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本案は、社会経済の情報化の進展に伴い、国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることから、特定通信・

放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もつて我が国における情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「通信・放送事業分野」とは、電気通信業又は放送業(有線放送業を含む。以下同じ。)に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務

の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るために業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行

う事業並びに電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一括的に行なうよう構成されたものをいう。)の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

平成二年五月三十一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

##### 特定通信・放送開発事業実施円滑化法

(目的)

第一条 この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い、国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることから、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措

置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もつて我が国における情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

##### 4

この法律において「地域通信・放送開発事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて新たな通信・放送事業分野の開拓を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与するものという。

##### 2

この法律において「特定通信・放送開発事業」とは、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業をいう。

##### 3

この法律において「通信・放送新規事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて新たな通信・放送事業分野の開拓を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与するものという。

##### 5

この法律において「通信・放送共同開発事業」とは、新たな通信・放送事業分野の開拓のために行なう次に掲げる事業(高度な電気通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための構造及び設備を有する施設の整備を行う事業であつて次の各号の事業と一体的に行われるものを含む。)をいう。

一 高度な電気通信技術の企業化を共同して行う事業  
 二 高度な電気通信技術の企業化のために必要な開拓の事業  
 (実施指針)

第三条 郵政大臣は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針(以下「実施指針」といふ。)を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業につきそれぞれ定めなければならない。

実施指針には、次に掲げる事項について定め一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 前項各号に掲げる事項のほか、地域通信・放送開発事業に係る実施指針においては、当該事業が行われるべき地域に関する事項について定めるものとする。

4 実施指針は、通信・放送事業分野に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。

5 郵政大臣は、経済事情の変動その他情勢の推

移により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

きは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。

6 郵政大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、政令で定める審議会の意見を聽かなければならぬ。

7 郵政大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四条 通信・放送新規事業又は通信・放送共同開発事業を実施しようとする者(これらの事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)

は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 特定通信・放送開発事業の内容

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 特定通信・放送開発事業の実施に必要な設備その他の特定通信・放送開発事業の実施方法

4 特定通信・放送開発事業の実施時期

5 金の額及びその調達方法

6 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が実施指針に照らし適切なものであると認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送衛星機構の業務の特例)

第六条 通信・放送衛星機構(以下「機構」という。)は、通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行ふこと。

2 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

3 第一項の認可があつた場合において機構に出資しようとする者は、出資業務に必要な資金又は第九条第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

(業務の委託等)

第八条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、第六条第一項第一号から第二号までに掲げる業務(債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

し、利子補給金を支給すること。

四 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信。

放送事業分野に關し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

研究を行い、その成果を提供し、並びに照会

及び相談に応ずること。



2 政府は、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に資するため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 郵政大臣（第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）は、同項に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

#### （報告の徴収）

第十五条 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十六条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十七条 第十二条ただし書の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### （罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 官 報 (号外)

#### （機構に対する日本開発銀行の出資）

第三条 日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八条第一項の規定にかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「通信・放送開発法」という。）附則第三条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び通信・放送開発法附則第三条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに通信・放送開発法附則第三条第一項の規定による出資」とする。

3 第四条 印紙税法（昭和四十一年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条 第二十二条の十八を第二十二条の十九とし、第二十二条の十七を第二十二条の十八とし、第二十二条の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の定めるところに従い、実施指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十七条」を「第六十七条」に改め、同条第八項中「第六十七条」を「第六十八条」に改める。

二十二の十七 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の定めるところに従い、実施指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十七条」を「第六十八条」に改め、同条第八項中「第六十七条」を「第六十九号」に改める。

二十二の十七 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の定めるところに従い、実施指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十七条」を「第六十八条」に改め、同条第八項中「第六十七条」を「第六十九号」に改める。

二十二の十七 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の定めるところに従い、実施指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十七条」を「第六十八条」に改め、同条第八項中「第六十七条」を「第六十九号」に改める。

二十二の十七 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の定めるところに従い、実施指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十七条」を「第六十八条」に改め、同条第八項中「第六十七条」を「第六十九号」に改める。

#### （大蔵省設置法の一部改正）

第五条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

#### 第四条第九十六条中「産業基盤整備基金」の下に「通信・放送衛星機構」を加える。

（郵政省設置法の一部改正）

第六条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条 第二十二条の十八を第二十二条の十九とし、第二十二条の十七を第二十二条の十八とし、第二十二条の十六の次に次の一号を加える。

六十五 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第二百四十四号）の施行に関する事項

四、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の施行に伴う問題

（印紙税法の一部改正）

第五条 第二十二条の十八を第二十二条の十九とし、第二十二条の十七を第二十二条の十八とし、第二十二条の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の定めるところに従い、実施指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十七条」を「第六十八条」に改め、同条第八項中「第六十七条」を「第六十九号」に改める。

#### （大蔵省設置法の一部改正）

第五条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

星機構の業務に特定通信・放送開発事業の実施を支援する業務を追加する措置を講ずること等により、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展を図らうとするものであります。

委員会におきましては、特定通信・放送開発事業の類型ごとに支援措置が異なる理由、地域の情報化推進のための人材育成策、本法案と既存のテレトビア構想の支援措置との関連、通信・放送衛星機構に支援措置を行わせる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中郁子委員より本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○青木新次君登壇 拍手

○青木新次君 ただいま議題となりました特定通信・放送開発事業実施円滑化法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申しあげます。

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長（土屋義彦君） 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本法案は、社会経済の情報化の進展に伴い、国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることから、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に関する文書

○議長（土屋義彦君） 日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

官 報 (号外)

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長柳川覺治君。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月十一日

文教委員長 柳川 覚治

参議院議長 土屋 義彦殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東京工業大学に生命理工学部を設置するとともに、先端科学技術分野に係る高度の研究者・技術者の組織的な養成及び再教育を行うため、学部を置かない大学院のみの大学として北陸先端科学技術大学院大学を新設するほか、茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部を廃止し、当該大学の工学部に統合しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成二年度国立学校特別会計予算に、一億三百十七万二千円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行ふべきである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年五月三十一日

衆議院議長 櫻内 義雄

(小字及び一は衆議院修正)

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

（昭和二十四年法律第百五十号）

の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表「東京工業大学の項」中「工学部」を「<sup>〔工学部〕</sup>生命理工学部」に改める。

第三条の三の見出しを「（学校教育法第六十八条）」に改める。

の二に定める国立大学」に改め、同条第一項を次のように改める。

北陸先端科学技術大学院大学として、次に掲げる大学を置く。

総合研究大学院大学

「第一項の国立大学」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

北陸先端科学技術大学院大学の位置は、石川県とする。

本法律案は、東京工業大学に生命理工学部を設置するとともに、先端科学技術分野に係る高度の研究者、技術者の組織的な養成及び再教育を行うため、学部を置かない大学院のみの大学として北陸先端科学技術大学院大学を新設する等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、大学院大学の充実策、学術研究体制の整備、生命科学の進歩と倫理観の育成、大学入学者の急増急減対策などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

共産党を代表して高崎委員より反対の討論が行われ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、新構想大学院の管理運営のあり方、社会人の大学、大学院への積極的な受け入れの条件整備など五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。  
よつて、本案は可決されました。

## 官報(外)号

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

出席者は左のとおり。

| 議員     | 議長     | 副議長    | 小山     | 土屋 義彦君 | 西田 吉宏君 | 石井 一二君 | 三治 重信君  | 田中 正巳君  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 木庭健太郎君 | 針生 雄吉君 | 星野 明市君 | 野末 陳平君 | 寺崎 昭久君 | 白浜 一良君 | 今泉 隆雄君 | 高橋 猪熊   | 高橋 清孝君  |
|        |        | 朋市君    | 常松 克安君 |        | 常松 克安君 |        | 刈田 貞子君  | 刈田 貞子君  |
|        |        |        | 足立 良平君 |        |        |        | 中川 嘉美君  | 中川 嘉美君  |
|        |        |        | 片上 公人君 |        |        |        | 勝木 健司君  | 勝木 健司君  |
|        |        |        | 西川 深君  |        |        |        | 大木 浩君   | 大木 浩君   |
|        |        |        | 永田 良雄君 |        |        |        | 和田 教美君  | 和田 教美君  |
|        |        |        | 中野 鉄造君 |        |        |        | 小西 博行君  | 小西 博行君  |
|        |        |        | 下村 泰君  |        |        |        | 山田 勇君   | 山田 勇君   |
|        |        |        | 田辺 哲夫君 |        |        |        | 谷川 寛三君  | 谷川 寛三君  |
|        |        |        | 及川 順郎君 |        |        |        | 峯山 昭範君  | 峯山 昭範君  |
|        |        |        | 喜屋武真榮君 |        |        |        | 高木 健太郎君 | 高木 健太郎君 |
|        |        |        | 矢原 秀男君 |        |        |        | 木暮 黑柳   | 木暮 黑柳   |
|        |        |        | 井上 計君  |        |        |        | 米松君 明君  | 米松君 明君  |
|        |        |        | 井上 修二君 |        |        |        | 鈴木 佐々木  | 鈴木 佐々木  |
|        |        |        | 梶原 清君  |        |        |        | 木宮 和彦君  | 木宮 和彦君  |
|        |        |        | 井上 裕君  |        |        |        | 永野 茂門君  | 永野 茂門君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 木暮 山人君  | 木暮 山人君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 大塚清次郎君  | 大塚清次郎君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 斎藤 文夫君  | 斎藤 文夫君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 清水景与子君  | 清水景与子君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 鎌田 要人君  | 鎌田 要人君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 片山虎之助君  | 片山虎之助君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 沢田 一精君  | 沢田 一精君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 石川 弘君   | 石川 弘君   |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 岡野 裕君   | 岡野 裕君   |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 大城 真順君  | 大城 真順君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 竹山 裕君   | 竹山 裕君   |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 藤井 孝男君  | 藤井 孝男君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 向山 一人君  | 向山 一人君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 久世 公堯君  | 久世 公堯君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 中曾根弘文君  | 中曾根弘文君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 福田 宏一君  | 福田 宏一君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 仲川 幸男君  | 仲川 幸男君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 森山 真弓君  | 森山 真弓君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 大鷹 淑子君  | 大鷹 淑子君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 長田 裕二君  | 長田 裕二君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 平井 卓志君  | 平井 卓志君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 坂野 重信君  | 坂野 重信君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 大島 友治君  | 大島 友治君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 高岡 淳君   | 高岡 淳君   |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 西野 康雄君  | 西野 康雄君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 山田 健一君  | 山田 健一君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 肥田美代子君  | 肥田美代子君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 紀平 悌子君  | 紀平 悌子君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 種田 誠君   | 種田 誠君   |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 岩本 久人君  | 岩本 久人君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 北村 哲男君  | 北村 哲男君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 西岡瑞穂子君  | 西岡瑞穂子君  |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 堀 利和君   | 堀 利和君   |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 谷本 魏君   | 谷本 魏君   |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 清水澄子君   | 清水澄子君   |
|        |        |        | 井上 吉夫君 |        |        |        | 野別 隆俊君  | 野別 隆俊君  |

官 報 (号外)

|     |      |     |     |      |     |        |   |
|-----|------|-----|-----|------|-----|--------|---|
| 庄司  | 中君   | 菅野  | 菅野  | 橋本   | 教君  | 村沢     | 牧君  |
| 細谷  | 昭雄君  | 千葉  | 景子君 | 久保   | 亘君  | 浜本     | 万三君   |
| 一井  | 淳治君  | 田淵  | 勲二君 | 矢田部  | 理君  | 笠野     | 良子君   |
| 渡辺  | 四郎君  | 及川  | 一夫君 | 乾    | 晴美君 | 吉岡     | 吉典君   |
| 山口  | 哲夫君  | 山本  | 正和君 | 市川   | 正一君 | 田      | 英夫君   |
| 久保田 | 真苗君  | 上野  | 雄文君 | 安永   | 英雄君 | 山田耕三郎君 | 山田耕三郎君  |
| 佐藤  | 三吾君  | 大森  | 昭君  | 中村   | 銳一君 | 立木     | 洋君  |
| 鈴木  | 和美君  | 鶴山  | 篤君  | 外務大臣 | 中山  | 太郎君    | 同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを環境特別委員会に付託した。                |
| 松前  | 達郎君  | 対馬  | 孝且君 | 文部大臣 | 古川  | 太三郎君   | 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第八号)                     |
| 青木  | 薪次君  | 野田  | 哲君  | 厚生大臣 | 前畑  | 幸子君    | 議長は即日これを運輸委員会に付託した。                                       |
| 赤桐  | 操君   | 福間  | 知之君 | 郵政大臣 | 吉田  | 達男君    | 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)                      |
| 安恒  | 良一君  | 本岡  | 昭次君 | 栗村   | 貞敏君 | 後藤     | 正夫君   |
| 粕谷  | 照美君  | 誠醉君 | 村田  | 鈴木   | 貞敏君 | 瀬谷     | 英行君   |
| 斎   | 正敏君  | 保松君 | 星川  | 吉田   | 和夫君 | 斎藤栄三郎君 | 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 |
| 古川  | 太三郎君 | 角田  | 義一君 | 林    | 暢子君 | 鈴木     | 正雄君   |
| 前畑  | 幸子君  | 磯村  | 修君  | 森    | 暢子君 | 森      | 正雄君   |
| 吉田  | 達男君  | 春子君 | 深田  | 坂    | 暢子君 | 近藤     | 忠孝君   |
| 角田  | 義一君  | 吉川  | 吉川  | 諫山   | 一雄君 | 篠崎     | 年子君   |
| 磯村  | 修君   | 磯村  | 深坂  | 大渕   | 編子君 | 篠崎     | 年子君   |
| 星川  | 保松君  | 吉田  | 吉田  | 竹村   | 泰子君 | 渕上     | 貞雄君   |
| 古川  | 太三郎君 | 吉田  | 吉田  | 高井   | 和伸君 | 井上     | 哲夫君   |
| 前畑  | 幸子君  | 吉田  | 吉田  | 稲村   | 穂夫君 | 小川     | 仁一君   |
| 吉田  | 達男君  | 吉田  | 吉田  | 山中   | 郁子君 | 糸久八重子君 | 神谷信之助君  |
| 吉田  | 達男君  | 吉田  | 吉田  | 池田   | 治君  | 石渡     | 清元君   |
| 吉田  | 達男君  | 吉田  | 吉田  |      |     | 合馬     | 敬君  |
| 吉田  | 達男君  | 吉田  | 吉田  |      |     | 合馬     | 敬君  |

議員派遣中の議員  
後藤 正夫君  
瀬谷 英行君  
栗村 和夫君

議長の報告事項  
去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五六号)  
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案  
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律  
及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律  
法律の一部を改正する法律案

天皇陛下御即位記念のための十万円の貨幣の発行に関する法律案  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律  
国民健康保険法の一部を改正する法律  
同日衆議院議長から、次の予算是憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となつたから内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
平成二年度一般会計予算  
平成二年度特別会計予算  
平成二年度政府関係機関予算

去る八日内閣から、参議院議員上田耕一郎君提出  
びんの回収、再使用促進等に関する質問について  
は、検討する必要があり、これに日時を要するた  
め、六月二十五日までに答弁する旨の国会法第七  
十五条第二項後段の規定による通知書を受領し  
た。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規  
定に基づく「平成元年度交通事故の状況及び交通  
安全施策の現況」及び「平成二年度において実施す  
べき交通安全施策に関する計画」の報告を受領し  
た。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動  
があつたのでその政府委員としての資格を失つた  
旨の通知書を受領した。

| 記  |                  |                              |  | 外                                      |   |   |                        |
|--|------------------|------------------------------|--|--|---|---|------------------------|
| 異動前の<br>官職名  | 氏名               | 官職名                          | 異動後<br>年月日                               | 異動                                     | 外務委員  | 辞任  | 資料                     |
| 通商産業<br>大臣官房<br>会計課長                                     | 土居 征夫            | 資源エネ<br>ルギー庁<br>資源エネ<br>ルギー長 | 同  | 農林水産委員<br>会                            | 藤田 雄山君  | 鳩山威一郎君  | 資源エネ<br>ルギー庁           |
| 通商産業<br>大臣官房<br>会計課長                                     | 長田 英機            | 科<br>学技術<br>庁<br>原子力<br>部長   | 同  | 商工委員<br>会                              | 細谷 昭雄君  | 栗村 和夫君  | 科学技術<br>庁<br>原子力<br>部長 |
| 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の<br>者を第百十八回国会政府委員に任命することを承<br>認した。 | 白浜 一良君           | 建設委員<br>会                    | 同  | 消費税法を廃止する法律案（伊藤茂君外七名提<br>出）（衆第四号）      | 氣象廳長官事務代理 采木 和久君  | 同日内閣総理大臣から議長宛、同日氣象廳長官立<br>平良三君の第百十八回国会政府委員を免じた旨の<br>通知書を受領した。 |                        |
| 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の<br>者を第百十八回国会政府委員に任命することを承<br>認した。 | 白浜 一良君           | 補欠                           | 同  | 消費税法を廃止する法律案（伊藤茂君外七<br>名提出）（衆第五号）      | 同日内閣総理大臣から議長宛、氣象廳長官事務代<br>理采木和久君（同日議長承認を第百十八回国会政<br>府委員に任命した旨の通知書を受領した。 |   |                        |
| 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の<br>者を第百十八回国会政府委員に任命することを承<br>認した。 | 白浜 一良君           | 補欠                           | 同  | 地方交付税法の一部を改正する法律案（伊藤茂<br>君外七名提出）（衆第六号） | 昨十二日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選舉<br>に当選した旨の通知書を受領した。                              |   |                        |
| 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。                                     | 三重野栄子君（故小野明君の補欠） | 福岡県選出（六月十二日當選）               | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を<br>許可し、その補欠を指名した。 |  |   |   |                        |

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁科学技  
術振興局長林昭彦君外二名（同日議長承認）を第百  
十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領  
した。

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の  
辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣総理大臣から議長宛、科学技術庁科学技  
術振興局長林昭彦君外二名（同日議長承認）を第百  
十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領  
した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ  
て議長は即日これを委員会に付託した。

本國政府とフランス共和国政府との間の協定を  
改正する議定書の締結について承認を求めるの  
件（閣第三四号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ  
て議長は即日これを委員会に付託した。

本國政府とフランス共和国政府との間の協定を  
改正する議定書の締結について承認を求めるの  
件（閣第三四号）

同日議長は、九日逝去された元副議長森八三一君  
に対し次の弔詞をささげた。

参議院は我が国民主政治発展のため力を尽くさ  
れさきに参議院副議長として憲政の發揚につと  
め特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられま  
した元議員歟一等森八三一君の長逝に対しつつ  
しんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささ  
げます。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、同日氣象廳長官立  
平良三君の第百十八回国会政府委員を免じた旨の  
通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の  
者を第百十八回国会政府委員に任命することを承  
認した。

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、氣象廳長官事務代  
理采木和久君（同日議長承認を第百十八回国会政  
府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から、次のとおり補欠選舉  
に当選した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を  
許可し、その補欠を指名した。

|                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 地方行政委員          | 宮田 輝君           | 藤田 雄山君          |
| 辞任              | 細谷 昭雄君          | 栗村 和夫君          |
| 外務委員            | 大鷹 淑子君          | 合馬 敬君           |
| 辞任              | 藤田 雄山君          | 宮田 載君           |
| 猪木 寛至君          | 三治 重信君          | 三治 重信君          |
| 大蔵委員            | 鳩山威一郎君          | 鳩山威一郎君          |
| 辞任              | 宮田 輝君           | 宮田 載君           |
| 文教委員            | 木暮 山人君          | 木暮 山人君          |
| 社会労働委員          | 木暮 山人君          | 木暮 山人君          |
| 農林水産委員          | 木暮 山人君          | 木暮 山人君          |
| 商工委員            | 栗村 和夫君          | 細谷 昭雄君          |
| 通信委員            | 合馬 敬君           | 大鷹 淑子君          |
| 辞任              | 長谷川 信君          | 合馬 敬君           |
| (国会法第四十二条によるもの) | (国会法第四十二条によるもの) | (国会法第四十二条によるもの) |

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを環境特別委員会に付託した。

古紙の回収、再利用等に関する質問主意書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外務委員会に付託した。

平成二年五月十日

参議院議長 土屋 義彦殿

上田耕一郎

同日委員長から次の報告書が提出された。

古紙の回収、再利用等に関する質問主意書

本邦政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件(閣第第四号)

一千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣第第四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

古紙の回収、再利用等に関する質問主意書

昨年度の東京二十三区から出たごみの総量は初めて五百萬トンを超えた五百十六万トンになったということである。このまま行けば、一千九百九十五年までの使用を予定していた東京湾の中央防波堤外側のごみ最終処分場は、九十二年度には満杯になってしまふということである。

こうした事態を生み出した原因は、東京への一極集中と、それに伴う廃棄物の急増、好況に支えられた消費拡大と、使い捨てパック、包装紙などの増加、OA機器使用による紙の使用量の増加などによるものである。

今、日本国内では、使用済みの紙が再生に回されることなくごみとして処理される量が急増して

いる。OA機器を使った紙がごみとして処理されたり、一般家庭で以前には回収業者などに再利用として貰いとられていた新聞、雑誌などが、回収業者が価格暴落で廃棄に追いや込まれて回収に来なくなり、部屋に積まれ、その後、ごみとして処分場に回されたりしている。日本の輸入木材は主に紙と建設用である。日本の木材輸入量は世界の木材輸出量の約二割を占め、特にアジアの熱帯雨林から切り出される木材の六割以上は日本向けである。

このような日本企業による熱帯雨林の乱伐は、地球全体の環境悪化につながるものとして国際問題になっている。古紙一トンは、直径十四センチ、高さ八メートルの樹木二十本に相当するといふことである。

今政府が、熱帯雨林など森林保護、地球環境保護のため古紙等の回収と再利用に本腰を入れて取り組むことは緊急で、極めて重要な課題である。こうした状況下での古紙の回収、再利用等に関連して、以下質問する。

一円高と「内需拡大」政策は、木材、パルプの輸入価格低落と輸入量の増大をもたらし、国産材の生産や国内の古紙回収を流通価格や需要の面からも採算のとれないものにして資源のリサイクル・システムを破壊している。古紙の値段について、資源回収業者が直納問屋に売る値段を一千九百八十四年と現在を比較すると、一キログラム当たり古新聞が二十円から七〇八円に、古

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員上田耕一郎君提出古紙の回収、再利用等に関する質問に対する答弁書

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案(閣法第三一号)審査報告書

第三一号)審査報告書

雑誌が十八円から四十五円だ、ダンボールが二十七円から十十一円に暴落し、資源回収業者は採算がとれなくなり、廃業を追い込まれている。政府は、官公庁、地方自治体、企業の事務用紙等や、一般家庭の古紙等資源のリサイクル・システムを早急に確立すべきではないか。

二 熱帯雨林の保護、資源の有効活用と再利用、自治体のごみ処理費軽減のために、資源回収業者等の社会的役割を正に評価し、古紙などの価格維持制度を創設すべきではないか。

三 障害者の福祉施設などは、古紙回収費で施設維持費用を補填しており、古紙の一定の価格維持は切実な要求になっている。このような施設等が回収した古紙の価格維持のために、政府は一定の援助をすべきではないか。

四 政府は、企業が森林を開拓する際は、税金の減免措置を採っている。当然、資源回収業者に対しても税金の減免措置をとるべきではないか。

五 紙、板紙の回収率は、財團法人古紙再生促進センターの資料によると、千九百八十三年の五十・五%から千九百八十八年の四十七・九%と落ちてきている。政府は、回収率を大幅に引き上げるために、国、自治体、企業の古紙再生のための措置を義務化すべきではないか。

六 政府は、自治体、企業の再生紙利用率を向上させる計画を立案すべきではないか。また、古紙再生と再生紙利用を呼びかける広報活動を強

化すべきではないか。

右質問する。

平成二年六月十二日

内閣総理大臣 海部 桂樹  
参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員上田耕一郎君提出古紙の回収、再利用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出古紙の回収、再利用等に関する質問に対する答弁書

#### 一について

政府としては、従来から、古紙の回収及び利用の促進を図ることが省資源、省エネルギー等

の観点から重要な政策課題であると認識し、その啓蒙・普及に努めてきたところであり、我が国の製紙原料に占める古紙の割合は、世界的にも最高の水準である約二分の一に達している。

また、近年では、地球環境問題の一環として

の森林資源の保護及び都市におけるごみ処理問題の解決の観点からも、古紙の回収及び利用の一層の促進を図ることが必要となっており、平成二年三月二十九日の省エネルギー・省資源対策推進会議及び地球環境保全に関する関係閣僚会議幹事会において、自ら再生紙の使用に取り組むとともに、地方公共団体、民間企業等に対してその普及に努めることを申し合わせるなど、古紙利用の増大に努めているところである。

なお、我が国の製紙原料の供給源に占める熱帶雨林の割合は、一ペーセント以下である。

二年度においては、財團法人古紙再生促進センタへの助成を通じ、現在回収の進んでいないオフィスから排出される古紙の回収システムを確立するためのモデル事業を実施することとしている。地方公共団体等が従来から実施してきた家庭等から排出される古紙回収についても、引き続き推進するよう指導することとしている。

政府としては、古紙の回収及び利用の促進について、今後とも一層の努力をしてまいり所存である。

政府としては、古紙の回収及び利用の促進について、古紙の回収を図るために、古紙利用の拡大を通じて古紙に対する需要を高めていくことが基本であり、仮に古紙に対する実需を踏まえず古紙の価格維持制度を創設しても、結果的には回収した古紙が資源として有効に利用されないことになる。

かかる観点から、政府としては、省エネルギー・省資源対策推進会議及び地球環境保全に関する関係閣僚会議幹事会において、自ら再生紙の使用に取り組むとともに、地方公共団体、民間企業等に対してその普及に努めることを申し合わせるなど、古紙利用の増大に努めているところである。

#### 二について

政府としては、現在、古紙回収業者に対して、古紙ごみ包裝に係る税額控除又は特別償却、事業所税の軽減等の税制上の優遇措置を講じているところである。

政府としては、現在、古紙回収率及び利用率の高さは、既に世界的にも最高の水準に達している。

また、政府としては、省エネルギー・省資源対策推進会議及び地球環境保全に関する関係閣僚会議幹事会において、自ら再生紙の使用及び古紙の分別回収の実施に取り組むとともに、

及ぶ古紙の分別回収の実施に取り組むとともに、地方公共団体、民間企業等に対してその普及に努めることを申し合わせた。さらに、平成二年三月二十九日の省エネルギー・省資源対策推進会議及び地球環境保全に関する関係閣僚会議幹事会において、自ら再生紙の使用及び古紙の分別回収の実施に取り組むとともに、地方公共団体、民間企業等に対してその普及に努めることを申し合わせた。

三について

古紙回収の促進を図るために、古紙利用の拡大を通じて古紙に対する需要を高めていくことが基本であり、仮に古紙に対する実需を踏まえず古紙の価格維持制度を創設しても、結果的には回収した古紙が資源として有効に利用されないことになる。

かかる観点から、政府としては、省エネルギー・省資源対策推進会議幹事会において、自ら再生紙の使用に取り組むとともに、地方公共団体、民間企業等に対してその普及に努めることを申し合わせるなど、古紙利用の増大に努めているところである。

#### 四について

政府としては、現在、古紙回収率及び利用率の高さは、既に世界的にも最高の水準に達している。

また、政府としては、省エネルギー・省資源

対策推進会議及び地球環境保全に関する関係閣僚会議幹事会において、自ら再生紙の使用及び古紙の分別回収の実施に取り組むとともに、地

官報(号外)

めることを申し合わせたところであり、地方公共団体、民間企業等も古紙の回収及び利用に取り組んでいるところである。

政府としては、かかる取組により、古紙の回収が拡大していくことを期待している。

六について

再生紙利用の拡大については、政府としては、省エネルギー・省資源対策推進会議及び地球環境保全に関する関係閣僚会議幹事会における申合せを踏まえ、現在、地方公共団体、民間企業等に対してその普及を行つており、地方公共団体、民間企業等においても、再生紙の利用を計画し、これに取り組むものが増加している。政府としては、かかる取組により、再生紙の利用が拡大していくことを期待している。

なお、古紙の回収及び利用の促進のための広報活動については、従来から、財團法人古紙再生促進センターの実施する啓蒙・普及活動に対する支援等を行ってきたところであり、今後とも、引き続き同センターへの助成の充実を図るとともに、政府広報等を通じて広く国民に古紙の回収及び利用の促進を呼び掛けていく所存である。

〔参照〕

六月十三日議長において、左のとおり議席を指定した。

一五四

三重野栄子君

六月十三日議長において、左のとおり議席を変更した。

一五五

櫻井 規順君

一五六

喜岡 淳君

一五七

西野 康雄君

一五八

山田 健一君

一六〇

谷畠 孝君

一六一

種田 誠君

一六二

岩本 久人君

一六三

肥田 美代子君

一六四

北村 哲男君

一六五

日下部禪代子君

一六六

斎 正敏君

一六七

村田 誠尊君

一六八

前畑 幸子君

一六九

角田 義一君

一七〇

吉田 達男君

一七一

吉田 達男君

一七二

吉田 達男君

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十一日  
郵便物記可

平成二年六月十三日 参議院会議録第十四号

発行所  
虎ノ門一〇五  
大蔵省印刷局  
東京都港区  
二丁目二番四号

電話  
03(587)  
4302

定価  
本冊一部  
二三六円

六円を含む